

令和2年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和2年3月4日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健 康 推 進 課 長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩 樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を
求める件
- 第 2 議案第 1 号 令和元年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 3 議案第 2 号 令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 回）
- 第 4 議案第 3 号 令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 回）
- 第 5 議案第 4 号 令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算
（第 4 回）
- 第 6 議案第 5 号 令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 2 回）
- 第 7 議案第 6 号 令和元年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 8 議案第 7 号 川棚町犯罪被害者等支援条例
- 第 9 議案第 8 号 川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する
条例
- 第 10 議案第 9 号 川棚町上下水道事業運営審議会条例
- 第 11 議案第 10 号 川棚町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 11 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 12 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 13 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 14 号 川棚町税条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 15 号 川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 16 号 川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 17 号 川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 18 号 川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 20 議案第 19 号 川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

- 第 21 議案第 20 号 川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 21 号 財産の取得の変更（小型動力ポンプ付積載車購入の件）
- 第 23 議案第 22 号 町有地の処分について
- 第 24 議案第 23 号 工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越地区整備工事
（三越物揚場 B その 2））
- 第 25 議案第 24 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び規約の変更の件

追加議事日程

- 第 1 緊急質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで今回、現職の委員であります山口信明氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は川棚町白石郷927番地9にお住まいで、昭和24年9月27日生まれの現在70歳であります。また、同氏はこれまで3期9年間委員を務めておられ、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので提案をするものであります。

なお、任期につきましては令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。

以上、ご提案いたしますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 03)

議 **長** 次に日程第2、議案第1号「令和元年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第1号「令和元年度川棚町一般会計補正予算(第4回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6億5,908万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億4,293万4,000円にしようとするものであります。併せて債務負担行為補正並びに地方債補正を行うものであります。

補正の主なものといたしましては、歳入においては国庫支出金の決定等による増減、実績に基づく給付金の増額、基金繰入金、町債の減額などであります。

歳出におきましては、庁舎建設に係る工程見直しによる工事費等の減額、各事業における決算を見込んだ減額補正または必要とする経費の追加計上な

どであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の内容についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算におきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めております。歳入におきましても、事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また、増額においても不用額を補う少額の追加が多くありますので、それらのものにつきましては簡略にて説明させていただくということであらかじめ了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは歳出から説明しますので、30、31ページをお開きください。

1款議会費であります。1項1目議会費、説明欄の議会費につきましては、不用額を見込み、3節、9節、14節を減額するもので、次の事務局費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足を見込み1万7,000円増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、3節で職員手当の不足を見込み増額し、4節では不用額を見込み減額するもので、12節につきましては郵便料の不足を見込み増額。

13節は職員健康診断の委託料に不用額が生じ減額するものであります。

次の3目財産管理費の増額につきましては、ふるさと納税額の増額に伴い12節でふるさと納税サイトの手数料に不足が見込まれ、また13節で返礼品代の不足が見込まれることからそれぞれ増額するものであります。

次の8目電算管理費であります。こちらにつきましては13節、18節において不用額を見込み減額するものでございます。

次の19目新庁舎建設費につきましては、大きな減額となっております。13節では仮庁舎への備品運搬委託費の落札減を2,000万円減額、そして新庁舎建設事業の工程見直しにより年度内の新庁舎建設工事ができな

くなりましたので、その施工監理委託料500万円の減額、合わせて2,500万円を減額するもので、15節におきましても新庁舎建設工事に着手できないことから工事費を3億8,000万円減額するとともに、外壁材除去工事の追加により1,300万円を増額し、相殺して3億6,700万円を減額するものでございます。

次の2項1目税務総務費につきましては、3節、4節において不足が見込まれましたのでそれぞれ増額するもので、次の賦課徴収費、2目ですね、賦課徴収費についても19節で不足が見込まれることから増額するものでございます。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、3節では時間外勤務手当の不用額を見込み、不用額を見込み減額し、13節ではマイナンバーカードの発行等に係る事務委託料の不足を見込み増額するものでございます。

次の4項1目選挙管理委員会費につきましては、3節に不足が見込まれましたので増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

中程になります。5項2目長崎県議会議員一般選挙費につきましては、各節の不用額を減額するもので、失礼しました1番上ですね、失礼しました。真ん中の5項2目統計調査費につきましても、説明欄の工業統計調査費、国勢調査費、全国家計構造調査費の不用額を各号で減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費の説明欄の社会福祉総務費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足が見込まれ増額するもので、次の国民健康保険基盤安定費につきましては、この基盤安定負担金の決定に伴い28節で国民健康保険事業特別会計の繰出金を13万8,000円増額するものであります。

次の国民健康保険事業費につきましては、こちらも28節で国民健康保険事業特別会計の補正に伴い繰出金を468万7,000円減額するもので、次の介護保険事業費につきましては、3節で通勤手当と時間外勤務手当の不用額を見込み11万円減額し、28節で介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金を283万1,000円減額するものであります。

次の2目障害者福祉費につきましては、説明欄のまず補装具給付費につ

きましては、これまでの給付実績から不足を見込み20節で150万円を増額、次の障害福祉サービス事業費及び障害児給付費の増額は、どちらも給付実績から不足を見込み19節でそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次の国民年金事務費につきましては、3節で時間外勤務手当の不用額を見込み減額するものであります。

2項1目になります。児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務費につきましては、こちらも3節で時間外勤務手当の不用額を見込み7万3,000円減額するもので、次の子育て応援住宅支援事業費につきましては、19節において不用額が生じたので40万円減額するものです。

その次の2目児童措置費、説明欄の保育所等給付費につきましては、19節でこれまでの給付実績により不足が見込まれることから475万1,000円増額するもので、次の説明欄の児童手当等につきましては、2月で支払完了し不用額が生じたので838万5,000円減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務費及び国民健康保険事業費につきましては、各節において不用額を見込み減額するものであります。

次の5目環境衛生費、説明欄の資源回収事業費につきましては、19節でこれまでの支出実績から不用額を見込み減額するものであります。

次の2項1目塵芥処理費につきましては、28節におきまして東彼地区保健福祉組合の普通交付税措置分の確定に伴い減額するもので、次の2目し尿処理費につきましては、19節でし尿処理施設に係る東彼地区保健福祉組合負担金の確定に伴い283万4,000円を減額し、28節で東彼地区保健福祉組合の普通交付税措置分が確定したことによる6万9,000円を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項2目農業総務費につきましては、3節で時間外勤務手当の不用額を見込み減額するものであります。

次の3目農業振興費、説明欄の多面的機能支払交付金事業費につきましては、事業費の確定に伴い72万5,000円減額するもので、次のイノシシ緊急特別対策事業費につきましては、新たに箱罟の修繕に対し補助するこ

ととし、必要な予算を計上するもので、全額県の補助となります。

次の5目農地費であります。説明欄の農道新設改良事業費につきましては、19節におきまして県営事業基幹農道川棚西部地区の事業費が確定しましたので不用額を減額するものでございます。

次の農村地域防災減災事業費につきましては、こちらも事業確定により不用額を減額するものでございます。

次の2項2目林業振興費につきましては、治山林道協会会費が増額となりましたのでその不足額を補正するものであります。

次の3目漁港建設費につきましては、漁港の係船料の増額見込みとなり、係船料に応じて漁港の管理料を支払うことから13節を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、こちらも時間外勤務手当の不足を見込み増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、人件費に関しましては各節に増減が生じたので、それぞれ補正するものでございます。

次の2項1目道路橋梁総務費につきましては、道路台帳補正業務に落札減が生じたので13節を減額するものです。

次の3目道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業費につきましては、17節で野口線改良工事に係る用地買収が若干遅れていることから、その予算を減額するもので、次の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）につきましては、補助金の交付決定に伴い13節、15節、17節を減額するものであります。

次の4目橋梁維持費につきましては、橋梁に係る社会資本整備総合交付金に追加決定がございましたので、惣津2号橋ほか1橋の補修調査設計を行うため、13節を増額するものでございます。

次の3項2目ダム対策費につきましては、各節に不用額を見込み減額するものであります。

4項2目港湾建設費につきましては、県営事業の川棚港埋立地緑地整備及び白石港湾改修事業の減額により事業負担金4,021万9,000円を

減額し、川棚港平島地区海岸自然災害防止対策事業につきましては、増額によりまして事業負担金を87万4,000円増額するもので、合わせて3,934万5,000円を減額するものでございます。

次の5項2目公園管理費でございます。こちらは15節で都市公園遊具補修に落札減が生じたので、150万円減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

3目公共下水道費であります。こちらは下水道事業会計の補正に伴い19節、24節を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項1目常備消防費につきましては、広域消防事務委託負担金及び県防災航空隊負担金が確定し不用額が生じたので減額するもので、次の2目非常備消防費につきましては、消防団員報酬の実績から不用額を見込み減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

教育費、10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、こちら3節で時間外手当の不足を見込み増額するものでございます。

次の5項1目社会教育総務費、説明欄の社会教育総務費につきましては、3節でこちら3節で時間外手当の不足を見込み増額するもので、次の人づくり、文化スポーツ振興費につきましては、19節で九州または全国スポーツ大会参加者の増に伴い、人づくり、文化スポーツ振興協議会への補助を増額するものでございます。

次の7項1目、これは学校給食センターの関係ですが、説明欄の管理費につきましては、3節で不用額を見込み、こちら3節も減額するもので、次の運営費につきましても不用額を見込み、11節を65万円、18節を5万8,000円減額するものです。一番下の施設維持補修費につきましては、こちらは15節で工事の不用額を見込み減額するものであります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、昨年12月の豪雨により中山郷で農地災害が発生しましたので、その災害復旧費を計上するもので、次の2項2目漁港施設災害復旧費につきましては、事業費の確定により不用額を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

1 2 款公債費であります。1 項 1 目元金につきましては、繰上償還により不足が生じたので、必要額を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

1 4 款予備費であります。1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額するものであります。

以上が歳出の説明であります。なお、5 8 ページ以降につきましては給与明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして歳入を説明しますので、1 0、1 1 ページをお願いいたします。

1 款町税であります。3 項 2 目軽自動車税環境性能割につきましては、県から示されました交付額の見込みに合わせ増額するものであります。次のページをお願いします。

1 2 款分担金及び負担金であります。1 項 1 目民生費負担金につきましては、町内及び町外保育園の保育料の実績から減額を見込むものであります。

次の 3 目農林水産業費負担金につきましては、災害復旧費の補助率が上がったことにより地元負担金を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

1 3 款使用料及び手数料であります。1 項 4 目土木使用料につきましては、説明欄のとおり町営住宅に係る各使用料の減額を見込み計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金であります。1 項 1 目民生費国庫負担金から 2 項 5 目総務費国庫補助金までにつきましては、交付税の決定あるいは内示もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了承をお願いしたいと思います。次のページをお願いいたします。

1 5 款県支出金であります。この県支出金におきましても、国庫支出金と同様に交付額の決定あるいは内示もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了解をお願いしたいというふうに思います。少し飛びまして 2 2 ページをお願いいたします。

1 7 款寄附金であります。1 項 1 目一般寄附金及び 4 目ふるさと応援寄附金につきましては、2 月時点の実績に合わせそれぞれ増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

18款繰入金でございます。2項基金繰入金であります。減債基金、財政調整基金、役場庁舎建設基金から繰入金をそれぞれ減額し、総額で1億4,300万円減額しているところであります。次のページをお願いいたします。

20款諸収入であります。4項5目雑入におきましては、長崎県町村議会議長会助成金を実情に合わせ減額する、失礼しました、実績に合わせ減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

21款町債であります。こちらにつきましても、歳出の実績に合わせ減額を行うものでございます。

歳入につきましては以上でございます。それでは6ページをお願いしたいというふうに思います。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明いたしました21款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差額が28ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額の合計を4億9,271万円とするものでございます。1枚前に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。新庁舎建設事業につきましては、工程の見直しにより本年度着手ができないことから新庁舎建設工事費を全額削除、失礼しました、全額減額したところでありまして、合わせて債務負担行為も取り下げるものでございます。

以上が「令和元年度一般会計補正予算（第4回）」の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 32ページ、33ページのふるさと納税管理費についてお聞きします。ふるさと納税管理費が652万円の増となっておりますが、左側の32ページの表の中で652万円の増をした後の1,835万1,000円っていうのが財政管理費となっておりますけれども、この財政管理費っていうのはそのふるさと納税の管理費だけではないのだろうと思われるので、ふるさと納税の管理費の合計額は、すなわち1,835万1,000円のうちのふるさと納税管理費の額はいくらなのかということをお聞きします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。少し中身の方を確認したいと思っておりますので、少し時間をいただければと思います。

議 長 ほかに。はい、田口議員。

8 番 田 口 もう1点聞きます。36ページ、37ページですが、まあ37ページですが、障害者福祉費のところの障害福祉サービス事業費、800万円の増となっておりますけども、詳しいことは私たちあんまり知らないの私は、しかし金額がやや大きいので内容的にどのような、どのようなサービスの給付があるのかと、あるいはどのようなサービスの給付が増えたのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。田口議員のご質問にお答えします。

この障害福祉サービス事業費と申しますのは、種類のには本町で行われているサービスについては16種類ございます。居宅介護であったり、療養介護であったり、生活介護、いろんな施設の入所支援とかですね、いろんな種類がございまして、本町では16種類のサービスを提供できているという形になります。これが年々上がっている。落ちる年もあるんですけども、このばらつきはあるんですけども、平均的には年々伸びているという状況で、この障害福祉サービス事業費と障害児給付費、その下の細目の8の障害児給付費については、非常に年々伸びているという状況でございます。

30年度と31年度を比べてみますと、一番顕著に上がっているのは、重度の訪問介護、これの対象者がちょっと増えたというところで、ここが非常に上がっているというところでございます。それから、以上です。

議 長 ほかに。山口議員。

6 番 山 口 歳出の45ページですが、道路新設改良費のですね、社会資本整備交付金事業費、1億5,700万と非常に大きいんですけども、これのですね、おそらく予定した工事がいろんな事情でできなかったと思うんですけども、それはどこのところでどういうふうな形でこれだけの減額になったのかお願いしたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。山口議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、町道東臨港線歩道設置工事、ここにつきましてはJR百津踏切から国道間の用地及び補償物件について、現在交渉を行っておりますが契約までに至らなかったということでの減額約2,400万。

町道上組西部線歩道設置工事、ここにつきましては、まず1点目は交付額の減でございます。要するに内示が少なく交付されたということ。それともう1つは、上組地区において用地と物件保障がございますが、そこについて一定のご理解はいただきましたけれども契約までに至らなかったということで7,600万程度の減。

もう1つが町道中倉線改良工事でございますが、現在国道205号川棚医療センター入り口交差点改良事業、国交省直轄事業でありますけれども、と合わせて用地の取得に向け交渉を重ねてきているところでございますが、契約までに至らなかったということで、ここが約4,400万円の減が主な要因でございます。

議 長 ほかに質問ありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 すいません、私は歳入の方でちょっと気になったんですけども、23ページ、ふるさと応援寄附金の実績として1,900万増えますよという形だと思うんですけども、去年が1,800、この前がかなり少なかったかなと、ここまで増えた要因、また返礼品を増やしたのかどうか、前年と比べてどのくらい、個人としてどのくらい増えたのかっていうのをちょっと確認したいなと思いました。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 ご質問にお答えいたします。堀池議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税が増えた理由といたしますのは、まず1つはインターネットの中における納税サイトを増やしたと、以前は「ふるさとチョイス」と「楽天」だったんですが、それに「さとふる」、さとふるだったと思うんですけど1か所増やして3か所にしたということで窓口が広がったということ。

それと返礼品につきましても、若干品数が増えてきておりまして、特に今年度の特徴といたしましては、昨年度がイノシシ肉の販売が好調だったんですが、今年度は日本ハムのハムですね、浪漫工房さんのハムが好調でございます。

まして、もう浪漫工房の方ももう在庫がないというような状態にまでなってしまったと。それと今年度は特にあと柑橘系ですね。こちらの方が好調であったというふうな状況でございます。

あと、後段の方なんですけれども、前年度が平成30年度ですね、こちらの方が1,800万強でございました。で、今年度が多分もう3,600万ぐらいになるかなっていうふうには、そのあともまだ来ておりますので納税の方がですね、で、すべて個人の寄附ということでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質問はありませんか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほどの田口議員のご質問にお答えいたします。3目の財産管理費ですね、この中で1億1,000、すいませんもうちょっと調べさせていただきます、申し訳ございませんでした。

議 長 ほかに質問はありませんか。毛利議員。

3 番 毛 利 はい。先ほどの質問に関連するんですけども、45ページの社会資本整備総合交付金事業、減額が大きいっていうのと、ちょっと外れるかもしれないんですけど予算書でいくとその事業費が1,700万かな、来年度の予算がですね。なので、この1億5,000万分の事業はもう諦めたということになるんでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。毛利議員のご質問にお答えをいたします。

令和元年度の事業につきましては、先ほど山口議員のご質問に回答したとおり、用地及び物件についての契約までに至らなかったということで、主に用地物件が伴う事業が残っているところでございます。ですから、その用地物件が前に進みましたら合わせて事業も進むということになりますので、その分を加味して新年度については、新年度でまたご提案申し上げますけれども、その分を加味しているということで諦めたわけではございませんので、その件についてはご理解いただければと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 田口議員のご質問にお答えいたします。遅くなって申し訳ございません。

財産管理費の中でふるさと納税管理費がどの程度あるのかというふうなところのご質問というふうに思います。今回の補正によりまして、1,835万1,000円という補正額になっておりますが、そのうち1,062万5,000円がふるさと納税の金額になります。補正額と合わせてですね。1,062万5,000円がそのうちふるさと納税に含まれる額でございます。以上でございます。

議 長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:46)

議 長 次に日程第3、議案第2号「令和元年度川棚町国民健康保険

事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,991万2,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明をいたしますので18、19ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費及び2項高額療養費につきましては、給付費の動向から決算見込みによりそれぞれ増額及び減額補正をするものです。なお、一般被保険者療養給付費における当初予算においては前年度の伸び率等から試算しておりましたけれども、予算を上回る伸びを示している状況であり、一人あたりの医療費は依然として県内でも高い位置で推移をしております。次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い県に納付するものでございますけれども、納付額に変更はございません。低所得者に対する保険料軽減制度の国、県、町の負担額が決定しましたので医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分において財源区分を調整するものであります。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。

次に歳入を説明します。6、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、同じく2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込み額により補正をするものであります。次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 2 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金につきましては、交付決定による増額補正であります。次のページをお開きください。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の増に伴う県交付金の増額補正であります。次のページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減制度の国、県、町の負担額が決定いたしましたので一般会計繰入金として減額補正をするものであります。

次のページ、8 款諸収入、1 項 1 目一般被保険者延滞金は収入見込みによる増額補正であります。

以上で説明終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。山口議員。

6 番 山 口 歳出のですね、19 ページの一般被保険者療養給付費ですね 7, 000 万と、いわゆるこれは予想よりも増えただけではですね、やっぱり何らかの対応とか、今後ですね、そういうことを考えていかないと、もう給付費が増えたんですよ増えたんですよと、増えたのはわかるんですけども、これがやっぱり増えてくというのは国保税のやっぱり負担金っていうのが増えていく結果になりかねないと。そういうことでその増えた要因とかそういうのを検討してですね、今後どういような対応をしていくかと、そこら辺の分析はされているのかどうかですね、これの説明をお願いしたいと。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 療養給付費の増えた要因、分析をしてるのかどうかという山口議員のご質問ですけれども、分析等は特にしておりません。増えた要因としては、入院等における医療費が大きくなったっていうふうなことでは聞いておりますけれども、その他の要因については特に分析はしておりません。以上です。

議 _____ **長** ほかにありませんか。山口議員。

6 番 山 口 やはりこういうような形ですね、やっぱり 7, 000 万っていうのはちょっと大きすぎると思うんですよね、増えましたと。これは 1

年間運用した結果7,000万増えたというような結果ですから仕方がないと思うんですけど、やはりこれだけ療養費が増えていくっていうのは何らかそこにですね、要因なり、何か単に増えたんじゃないかってね、そういうのがあるはずだと考えられると。やはりそういったことを分析しながらですね、例えば町民の健康推進とかそういったことについてやっぱりいろんな側面からアシストなり、そういうことをしていくのが1つの仕事じゃないかと思うんですよ。そういった点についてはですね、やはりしてないということであれば今後やっていただいでですね、今後のいわゆる国保の運営に活かしていただければというふうな思いをしてるんですけど。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。山口議員がおっしゃられた今後の対応、分析なりを今後しっかりしていきたいと思えます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（10：54）

議 **長** 次に日程第4、議案第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,625万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、健康診査事業における集団健診、個別健診の受診者の増を見込み、受診者増の見込みから増額補正をするものであります。

次に歳入ですけれども、前のページにお戻りください。

6款諸収入、3項2目雑入につきましては、歳出1款総務費で説明をいたしました健康診査事業費について広域連合の負担分を受け入れるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:58)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:58)

(…休憩…)

(11:14)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第5、議案第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,392万

7, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億492万7, 000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので14ページ、15ページをお開きください。

1款総務費、1項3目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合の分担金の減額に伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

2款保険給付費、1項保険給付費につきましては、説明欄のとおり各種サービス費を現況の推移によりまして増額・減額をしたものであります。次のページをお開きください。

4款地域支援事業費等、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、地域包括支援センター職員の人件費の増に伴うものであります。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費については、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものであります。

歳入についてご説明をしますので、6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、国の交付額決定に伴う減額補正であります。同じく2項1目調整交付金及び3目保険者機能強化推進交付金につきましては、国の補助金額決定による増額及び減額補正であります。次のページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましては、交付額決定に伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、交付額の決定に伴う減額補正であります。次のページ、12、13ページをお開きください。

8款、一般会計繰入金、1項1目介護給付費繰入金につきましては、歳

出の2款保険給付費の減額補正に伴う町負担分の減額補正であります。同じく4目その他一般会計繰入金につきましては、歳出で説明しました1款総務費1項3目認定事業費の減に伴う減額補正であります。

以上で説明終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 1 9)

議 _____ **長** 次に日程第6、議案第5号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 議案第5号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予算の総額から、収入支出それぞれ1,170万円を減額し、収入予算の総額を5億3,481万2,000円に、また、支出予算の総額を5億3,481万4,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出の予算の総額から収入支出それぞれ290万円を減額し、収入予算の総額を2億8,013万5,000円に、支出予算の総額を4億4,444万9,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

水道課長 水道課長。

水道課長 はい。それでは説明いたします。今回の補正につきましては、決算見込みに伴うものが主なものとなっております。6ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出のまず支出について説明いたします。

1款1項1目管渠費の工事請負費においては、執行残による減額であります。

3目処理場費の修繕費においては、執行残による減額。委託料においては執行残及び汚泥処理の12月までの使用状況及び1月から3月までの使用見込にて減額。動力費においては、浄化センターの電気料であり、12月までの使用状況及び1月から3月までの使用見込にて減額しております。

4目総係費の手当等においては、扶養手当及び時間外手当による増額であります。次に収入について説明いたします。

1款2項2目他会計補助金は、営業費用内で維持管理費に係る費用が減ったことにより減額するものであります。

次に7ページ、資本的収入及び支出のまず支出について説明いたします。

1款1項1目下水道建設改良費の手当等においては、時間外手当であり

実情による増額。退職手当組合負担金においては、実情による増額。工事請負費においては、執行残による減額。補償費においては、下水道工事に伴う支障物件の移設補償費であり執行残による減額であります。次に収入について説明いたします。

1 款 1 項 1 目建設改良企業債は、事業の実績により減額するものであります。

3 項 1 目他会計負担金は、児童手当に要する経費を増額しております。

2 目受益者負担金及び分担金の受益者負担金においては、受益者負担金の収入増による増額であります。

4 項 1 目他会計出資金は、収入と支出の見合いにより減額するものであります。

4 ページ、5 ページには予算実施計画書、8 ページには給与費明細書、10 ページ、11 ページには予定損益計算書、12、13 ページには予定貸借対照表、14、15 ページにはキャッシュフロー計算書を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。議案書表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第3条には、当初予算書第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しており、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,431万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,084万7,000円と当年度分消費税資本的収支調整額929万3,000円と当年度分損益勘定留保資金1億3,417万4,000円で補填するものとする。」に改めております。

第4条には、当初予算8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正を記載しております。

第5条には、当初予算第9条中の他会計からの補助金5,946万円を4,776万円に改めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「令和元年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:27)

議 長 次に日程第7、議案第6号「令和元年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第6号「令和元年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国の会計年度の名称変更に基づき、改元日以降は当年度を通じて「令和元年度川棚町水道事業会計予算」とするものであります。

今回の補正は、収益的収入及び支出で、収入において1,150万円を

減額し、収入予算の総額を3億3,569万3,000円に、また、支出において3,489万8,000円を減額し、支出予算の総額を3億2,706万3,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは説明いたします。今回の補正につきましては、決算見込みに伴うものが主なものとなっております。4ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出のまず支出について説明いたします。

1款1項1目原水費の修繕費においては、緊急性を要する修繕の見込みがないことによる減額。工事請負費においては、取水施設の工事を予定しておりましたが、集水管の目詰まり等もなく緊急性がないと判断し実施しなかったことによる減額であります。

2目浄水費の委託料においては、電気計装設備等の保守点検業務を行う予定でありましたが、現状等を考慮し次年度に見送ることにしたことによる減額。手数料においては、水質検査に係る執行残による減額。修繕費においては、浄水場の設備修繕に備えて予算措置をしておりましたが、故障等もなく実施しなかったことによる減額。材料費においては、緩速ろ過池用砂の購入執行残による減額。薬品費においては、滅菌剤と凝集剤の12月までの使用状況及び1月から3月までの使用見込みにて減額。工事請負費においては、山道浄水場内工事の執行残による減額であります。

3目配水及び給水費の委託料においては、量水器取替業務等の執行残による減額。動力費においては、各施設の電気料であり、12月までの使用状況及び1月から3月までの使用見込みにて減額。材料費においては、貯蔵品の出庫による減額。工事請負費においては、小串地区で予定した工事において他工事との調整により来年度以降に行った方が費用の縮減につながるものと判断し工事を見送ったもの。また、工事の落札減により減額しております。

5目総係費の委託料においては、今年度から2箇年で実施する水道事業

の総合計画策定業務において落札減及び年度内出来高見込みによる減額であります。

2項2目消費税及び地方消費税の、消費税及び地方消費税においては、納付すべき消費税を今回の補正予算を見込んで再計算を行い、決算見込みにより増額。雑支出においては、支出の見込みがないため減額するものであります。次に収入について説明いたします。

1款1項1目給水収益の水道料金においては、全体的な給水件数は若干の増を見込んでおりますが、給水量については昨年度と比べ12月分までの実績で減少しており1月から3月分においても減少するものと見込み、料金収入を減額するものであります。給水量の減少は給水人口の減少、また節水器具等の普及によるものと思われま。

3目加入金は、アパートと新築の加入件数が当初見込みより多かつたことにより増額するものであります。

4目その他の営業収益の工事負担金においては、道路工事に伴う水道管の移設工事の実績により減額するものであります。

3ページには予算実施計画書、5、6ページにはキャッシュフロー計算書、7、8ページには予定損益計算書、9、10ページには予定貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。次に議案書表紙をご覧ください。

第3条には、当初予算書の第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第4条には、当初予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を1,683万円に改めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。この1ページを見てわかりますように、第3条の当初予算の時には収入と支出の差は赤字ですね。支出の方が多いということで赤字の予定だったのが、結局支出を大きく抑えたために今年度合計では黒字になってるといふふうなことが見えるんですけども、したがいまして、先ほど4ページの説明の中で工事をしなかったとか次年度にすることにしたとかい

うのが多かったのは、そういうふうに支出を抑えるために次年度に延ばしたとか、そういう要素はないのでしょうかということ。

それからもう1点聞きたいのは、営業収益そのものが減ってるけれども納付消費税が増えたという要素は何なの、増えるというのがちょっとよくわからないなと思いますのでその点をお聞きします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい、田口議員の質問にお答えします。

まず1点目の支出を抑えたことについてですけれども、当初予算におきましては緊急・突発的な予算ということで計上しておりましたが、今回大きな工事もなく、修繕もなく、1年間過ごすことができたということで決算見込みについても減額をしております。工事請負費においては、支出を抑えるためではなくて、ほかの工事との調整により次年度以降に行った方が水道事業としても経費節減、コスト縮減につながると判断したことによる見送りということで考えております。

もう1点の、あと消費税及び地方消費税につきましては、すいません、私の勉強不足なんですけれども、後ほどご回答という形でとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 田口議員、採決をしなければいけないんですが、今の答弁は採決の前に必要でしょうか。しばらく時間がかかるということですが。

8 番 田 口 必要です。

議 長 ではこれで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 3 8)

(…休 憩…)

(1 1 : 4 6)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 時間を取っていただきありがとうございました。

消費税、納付消費税についてですけれども、仮受消費税及び仮払消費税に絡んでくる件となります。今回の3月補正では、仮受消費税を2,619万3,000円見込んでおり、仮払消費税を1,752万2,000円見込んでます。で、差額を867万1,000円と今回の補正では見込んでおりま

すけども、決算時には支出がもうちょっと抑えられてくるということで、仮払消費税が減額すると、少なくなってくるという考えを持っておりますので、1,000万円の、すいません、補正後の額1,000万円としておるところでございます。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号「令和元年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「令和元年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:48)

議 _____ 長 次に日程第8、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ 長 議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」について、提案

理由をご説明申し上げます。

長崎県においては、犯罪被害者が受けた被害の早期回復、軽減並びに生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、昨年、令和元年7月に長崎県犯罪被害者等支援条例を制定し、さらに12月には犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するための長崎県犯罪被害者等支援計画の見直しが行われたところであります。

その中において、県、市、町、民間支援団体や関係団体が相互に連携し、協力して支援を推進することが求められており、県内の市・町においても、犯罪被害者等支援条例を制定し取り組むよう要請がされているところであります。

幸い本町においては、近年重大な犯罪被害は起こっておりませんが、万が一本町において支援を要する犯罪被害者等が発生した場合に速やかに県及び他の関係市町と連携し、適切な支援策を講ずることができるよう川棚町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の支援に備えようとするものであります。

長崎県内においては、佐世保市、壱岐市、島原市、西海市の4市は既に犯罪被害者等支援条例を制定しており、長崎県内に限らず全国的にさらに多くの市町がこの3月の議会において条例制定を図るものと、このように見込まれております。

条例制定の理由等について説明をいたしました但、内容について総務課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは川棚町犯罪被害者等支援条例、条例の内容についてご説明いたします。

10条からなる条例でございます。これ既に制定をした県内他市町の条例等を参考に、また、県において制定した県の条例、こういったものを参考に内容を作成したものであります。

各条項の読み上げ、あるいは逐条の説明は省略とすることといたしました

て、要点の説明ということでご了承願いたいと思います。

第1条、まず目的であります。先ほど町長の提案説明にもありましたように、これは県の条例で定めた目的等、これをほとんど同じものとしております。

第2条、定義であります。この条例の中の用語の定義、用語の意義について定めております。

まず第1号、犯罪行為であります。この中の犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第1項に規定する犯罪行為ということで規定をしております。この第2条第1項の規定といたしますが、具体的に申し上げますと刑法及び刑罰法令に触れる行為という犯罪を表すもので、規定しているものであります。

第2号犯罪等であります。犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということで規定をしておりますが、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為につきましては、想定しておりますのが、犯罪にはまだ至らないまでも、児童虐待であるとか、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVですね、それとかストーカー規制法に抵触するもの、こういったものを想定をしているものであります。

第3号、犯罪被害者等であります。先ほどの犯罪等により被害を受けた者、そしてその被害を受けた者のみならず、その家族又は遺族、これらも含めるということで「等」ということで付けております。

第4号、関係機関等ありますが、書いておるとおり、国、県、警察その他犯罪被害者等の支援に関係する団体ということで規定をしております。

5号、町民。これは住所、町内に住所を有する者としております。

そして第6号、町民等としております。これは第5号の町民だけに限らず、「等」ということでしてしておりますのは、町内に通勤し、通学し、又は滞在している者、飛ばしますが、法人その他の団体をいうということで、広くこの本町に関わる人を含むということで「等」ということで定義をしております。

第7号、二次被害。これにつきましては、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が

受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失の被害をいうということで、長く定めておりますが、現在この犯罪被害者等の支援につきましては、この二次被害に対する支援、またはケアというものが非常に重要視をされております。直接的な身体の手をされるといったものよりも、この精神的な被害、これが非常に長引くということで、この分の支援が非常に重要視されているというものであります。

続きまして第3条、基本理念であります。ここでは3つの基本理念を掲げております。

要約して申し上げます。第1項におきましては、個人としての権利・尊厳。権利が尊重されるような支援を行うことということが第1項であります。

第2項につきましては、実情に則した適切な支援ということの規定であります。2ページ目をお開きください。

第3項であります。3つの基本理念のうちの3つ目として、途切れることのない、途切れることなく提供される支援というものであります。これにつきましては、犯罪被害者、被害を受けた方が立ち直って平穩な生活に戻るまで非常に時間がかかるというふうに言われております。その間途切れることのない持続的な支援が必要だということで第3項として掲げているものであります。

第4条、町の責務であります。第1項では先ほど基本理念に則り、基づき、施策を実施する旨を規定しております。

第2項、前項の、町は前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携するものとするということで、第2条第4号の定義でしました関係機関ですね、これらとの連携を図るということでしております。この連携というのが、今回、この犯罪被害者等支援条例の非常に大きな拠り所となっております。この犯罪被害等起きたのはですね、これは滅多に起こるものではありません。これは本町に限らず市町村においてはですね、ほとんど前例のないことに対処をするという非常に困難なシーンというものを求められます。そういった場合に、特に警察であるとか、県の担当課であります県の交通地域安全課、こういったところにですね、どのような対応をするのか教

授をいただいて、そして適切に支持をするということができまいます。また、警察における被害者支援センター、カウンセリングであるとか、あるいはそういった専門家の支援をお願いする、そういったものの連携を図る必要があります。そこで既にですね、県の、先ほど町長が申し上げました、県で定めた支援計画、この中におきまして、長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会という組織が設置をされております。これは県及び関係機関、そして全市・町が参画をいたしまして連携を図ろうという、そういう会でございます。

第5条、町民等の責務であります。ここでは町民等としておりますので、町民、住所を有する者に限らず、通勤・通学、あるいは法人・団体等を含めるという意味で書いております。その町民等はこの基本理念に則り、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする、ということ掲げております。

第6条、相談及び情報の提供等であります。町は犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう必要な情報の提供及び助言を行うものとしております。そして第2項、町は前項に指定する支援を行うための窓口を設置するものとしております。この窓口につきましては、総務課の防災交通係を担当としようということ現在予定をしております。この支援を行うための窓口でありまして、これは本町においても各課の連携であるとか、先ほど申し上げました県担当課、あるいは支援協議会等の連携ですね、ここで、これが窓口となって動こうということ考えております。

第7条、見舞金の支給であります。町は犯罪被害者等に対し経済的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより次に掲げる見舞金を一時金として支給するものとするということで規定をしております。1号、遺族見舞金として30万円。第2号、傷害見舞金として10万円あります。これは既に制定をしております市町村の例でほとんど大多数が、この遺族見舞金に関しましては30万円、そして傷害見舞金に関しましては10万円というそういう規定で設けておりまして、本町もその額に倣った額ということしております。

そして8条、支援でありますけれども、町は犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるように各種サービス、その他の支援を行うも

のということとしております。

そして第9条については広報・啓発であります。

第10条、委任としまして、委任の規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

次に附則であります。施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するということで、令和2年度からの施行ということで規定をしております。

附則第2項、経過措置であります。第7条の規定による見舞金の支給についてありますが、それにつきましては条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用すると、そういう規定でございます。

以上、条例の内容についての説明を終わりますが、ご審議うえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。2点お聞きします。1点はこの犯罪等の定義についてですが、刑法とかその他の刑罰法規に該当するものという説明であったと思いますが、交通事故の場合にも加害者が交通刑務所に行くようなケースっていうものがあり得ると思うんですけども、そういった時のその交通事故被害者っていうものもこの犯罪被害者に当たるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、2点目はこの条例の構造についてですけど、第4条に町の責務が掲げ、書いてございます。支援に関する施策を実施するって書いてあって、あと6条、7条、8条、9条が具体的な町の施策っていうものを、相談とか見舞金、あるいは支援、広報、こういったものを具体的に書いてあるんだと思うんですけども、4条を受けて6、7、8、9があるのかなと思うんですけども、4条はさらにこの6、7、8、9以外にもあり得るということ想定して書いてあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは田口議員のご質問にお答えいたします。まず1点目、交通事故などの被害者も含むのかということですが、田口議

員ご指摘のようにですね、交通事故につきましても、例えば飲酒運転のひき逃げであるとか非常に悪質なもので刑事罰で処分される、そういった悪質なものについてはですね、刑事罰イコールこれを含むとは言い切れませんが、非常に悪質であるもの、そして被害を受けられた方の被害が大きいものですね、最悪は死亡ということもありますし、非常に高度の後遺症が残るという場合もありますが、そういった場合についてはこの支援条例の対象になるものということで考えております。

そして第4条につきまして、6条から9条以外のことも想定するののかということではありますが、これもですね、この犯罪被害、どのようなものが起きるのか、あるいはその、これがどこまでこう条文としてですね、表すのか非常に難しいということはありません、現在本町ではこの6条から9条までの施策ということで、あくまで、個別具体的ではなくてですね、概略的なものをお示しをしておりますが、おっしゃるようにこの4条でもってですね、ほかにカバーするような事案、これが出るかもわからないということはお理解を、考えておりますし、そのような運用をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 第7条のところの見舞金の件でお尋ねですが、傷害見舞金を10万円としようということですが、このその傷害の程度によって支給をすとかしないとか、あるいは金額に差をつけるとかっていうことは考えてないのかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えいたします。

第7条の見舞、傷害の程度であります、これにつきましてはですね、現在その程度を規則で設けるといったのはですね、難しいと考えております。それで問題はですね、これはあくまで見舞金という位置づけでありまして、被害を受けられた方にお見舞いの気持ちを表したものであるということで、これとは別個にですね、国においては犯罪被害者給付制度といったものがあります。これは損失を受けたことに対して給付を行うという制度であります。そういったことからですね、あくまでここでいう見舞金は見舞いの気持ちを表すものということで、それよりもまず重要なのはこの犯罪行為、2条

の定義でしておりますけれども、この犯罪行為に該当するのか、あるいはその被害を受けた者、その家族、遺族に含まれるのか、そうですね、傷害見舞金は本人になると思いますが、それに該当するかということで判断したうえでの支給になると、そういうふうを考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 もう1点聞きます。第8条の支援についてですけども、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供という支援がありますけれども、そうしますとその犯罪被害の場合にはその医療費が安くなるか高くなる、タダになるとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えいたします。

ここで書いております、その状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援というのは、既存で用意されてるサービスですね、これをいろいろと探し出しまして、それで必要な措置を提供するという意味合いにおいて書いております。この犯罪被害、現行においてはですね、この犯罪被害者等支援条例に伴いまして、特別の給付サービス等を用意すると、そういった施策は私が知る限りほとんどないようであります。ですからこれはあくまで既存に存在するサービスをですね、いろいろと探し出しまして、何とか支援の手を差し伸べられないか、そういったことを対応ということで考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただ今、議題になっております、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(12:09)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:09)

(…休 憩…)

(13:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第9、議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

職員の人材の育成の観点から、この度、農林水産省と本町とで2年間の職員人事交流を行うことにつきましては、令和2年度の施策等に関する説明の中で申し上げましたが、このことにつきまして農林水産省から本町へ赴任することになる職員の旅費については、国家公務員の旅費に準じた支給ができるように対応しておくよう要請がされているところであります。

国家公務員におきましては、居住地の変更を伴う赴任の場合には、国家公務員の旅費に関する法律の定めにより移転料、着後手当、扶養親族移転料などの旅費が支給されるものでありますが、本町の職員の旅費に関する条例につきましては、そもそも居住地の変更を伴う赴任を想定していないため、そのような規定がありません。

このことにつきましては、検討した結果、本町の職員の旅費に関する条例の改正をするより、国家公務員の旅費に関する法律の規定を準用することができる旨の条例を新たに制定することにより対応することが適当であると判断をいたしまして、この条例を制定しようとするものであります。

条例の詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは条例の内容についてご説明いたします。

まず第1条、趣旨であります。この条例は、川棚町と国との人事交流により、国から出向する職員及び国へ出向する職員の出向に係る旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする、という趣旨規定であります。

第2条、旅費の支給についての規定であります。前条に規定する職員の出向に係る旅費（出向から双方の所属に帰任する場合を含む。以下同じ。）の支給は、職員の旅費に関する条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準用する。

第2項、前項の旅費が国により支給されるときは、当該職員に対して町からの支給は行わないものとする。第2項につきましては、重複した支給を排除するための規定であります。

附則であります。この条例は公布の日から施行するとしております。

今回、農林水産省との人事交流で、今、事務の調整を行っておりますけれども、着任の期日につきましては今のところまだ未定であります。したがって、この旅費の支給に関しましては、4月1日以降になるのか、あるいはそれ以前になるのか、これも未定という状況であります。そうしたことから、3月中の支給ということにも備えまして、この条例は、公布の日から施行するということとしております。この条例案、ご決定いただきましたら速やかに交付手続きを取りまして、そういった対応に備えたいというふうを考えております。

以上で、条例の内容についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 2点聞きますが、第2条の1行目の括弧書きですけども、「出向から双方の所属に帰任する」というところの意味がどういうことなのかよくわからないのでお聞きしたいと思います。

それから、これは国から出向するのと国へ出向するのと両方書いてあって、しかも国から支給される場合には町からは支給しないというのは、当然のことだと思うんですけども、何かその、こういう場合には国から出す、こういう場合には町が出すっていう、何かそういう基準みたいなものがあるのではないかと思うんですけど、そこら辺はどうなってるのかということをお

聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それではお答えいたします。田口議員から2点の質問ということでいただいておりますが、これ双方兼ね合いますのでこの人事交流に関して、まず説明をさせていただきます。

今回の人事交流につきましては、農林水産省の職員、これが1名本町に赴任をするという、そして本町からは本町職員が農林水産省に出向する。そういった1対1で交換をするということでもあります。

その旅費の支給に関する取り決めでありますけれども、農林水産省から本町に来られる職員、これに対する旅費は本町で手当ですと、そういう対応になります。逆に本町から農林水産省に赴任する職員、これに対しましては農林水産省の方で手当ですという、そういう取り決めになっております。

そういったことからご質問にありましたように第2条の括弧書き、それとですね、もう1点、今度は2年間満了いたしまして、もとの復帰する場合、本町職員が返ってくる分ですね、これについては本町が持ちます。で、本町に赴任した農林水産省が元の所属に戻る、帰任する場合ですね、この場合は農林水産省の負担ということになります。そういった意味合いがありますので、この括弧書きで帰任する場合、本町職員は戻る場合、その旨を括弧書きで詳しく書いたということでもあります。そうしたことからですね、取り決めによりまして行うものでありますので、以上で答弁とさせていただきます。

議 長 ほかに質疑は。田口議員。

8 番 田 口 もう1点ですが、ここには「国」って書いてあるので、国の機関であればその出先機関もあるので、例えば福岡国税局とかあるわけなんです、そういった国の出先機関も含むというふうに考えてよいのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい、お答えいたします。国としておりますので、国家公務員という身分であれば含むものと解していただいているものかと思っております。ただ、今回想定しておりますのは農林水産省の出向でですね、の人事交流をもとにしておりまして、万が一他の省庁、これも将来起こり得るかもしれないということで、農林水産省という限定ではなく国ということで今回の条例を作成したものであります。以上です。

議 長 高以良議員。

9 番 高 以 良 旅費を支給するのはですよ、出向の時と帰る時の1往復分と
いいですかね、その時だけが対象なのか。2年間の間には帰省をする場合も
あると思いますが、それは支給の対象にするのかしないのかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。今回の人事交流に関しましては、身分の取り扱いとい
たしましては、本町職員が行く場合はですね、本町を一旦退職をして、そし
て農林水産省に採用をされるという形になります。逆に農林水産省職員につ
きましては、農林水産省を一旦退職をして、そして本町に採用されるとい
う、そういう身分上の取り扱いになります。

ただし、退職金等につきましてはですね、その時点で支給ということでは
なく通算という措置をとって、正式に双方退職する場合に手当てされるとい
うものであります。したがって、もう一旦は本町の、双方、両者です
ね、来る人は本町職員としての身分、そして本町から農水省に出向する人は
もう農水省という身分になりますので、その間の帰省等につきましてはです
ね、あくまでプライベートの取り扱いになるであろうというふうに考えてお
ります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 国家公務員がつまり川棚町役場の職員に一旦辞めた形で来る
となると、給与制度とか、制度上には多分個人の賃金が少し、かなり違って
くるんじゃないかっていうある面と、それで川棚町が国に対してそういった
何らかの、ある意味での研修とか、目的を持って出向するというようなこと
はあり得るんですけど、国家公務員が川棚町の中に来て、そういった仕事っ
ていうものを町職員として経験していくっていうのは、どういったところか
らそういった話が出てきたものか、ちょっとわかりかねる面がありますの
で、わかっているらばお願いしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。本条例と、関心が人事交流そのものになってるよう
でありますけれども、関連すると思いますので。

まず本町の給与等につきましてはですね、これは双方の給料の今の格付
け、実額何級の何号支給されているか、そういう人事上のはですね、調整をし

まして不利益がないように調整を図る予定であります。基本的には現行の給与、それと今回、4月の定期昇給等が加味されるものと考えております。まだその辺の事務処理はですね、今からやっていくことですが、双方、人事記録等の交換は、こちらから出す分はしております。

そしてその研修の目的であります、これはまずはですね、全国町村会の方で農水省との人事交流というのかねてから企画をされておりました、じゃあちょっと今、私の答弁は以上とさせていただきます。

総務課長 それでは答弁するように指示がありましたのでお答えをいたします。

かねてからこの全国町村会と農林水産省の方で人事交流という制度がありまして、これは確か施策等の説明でも若干申し上げたかと思うんですが、元年度までに346名に上る市町村職員が農水省の方に出向をし、逆に農水省から340人の方が出向をされた、これは全国の市町村における総計でありますけれども、そういった人事交流がかねてから行われているものであります。この趣旨としましてはですね、出向する市町村職員につきましては、自らが国の行政施策を学ぶに留まらず、現場感覚を活かして新しい施策の企画立案に参加をする。これは市町村において現場で活躍されたそういう実績をもとにですね、地方省庁において企画立案に参画をすると、そういった活躍は既にあるようであります。そして、逆に農水省からくる方もですね、同様に各市町村という現場の方に訪れまして、それで現場の農政等を経験をして、それをもともとの農水省に帰られると。双方のそういう新たな経験を積むという趣旨のもとに行われているようでございます。ですから趣旨としましては、新しい環境でですね、双方研鑽を積んで復帰後の双方の職務に活かすというそういうものでありますので、本町ではあくまで本町で用意しているポストの仕事をやっていただくということを基本的に考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福田 はい。先ほどの説明で、出向する際には一旦本町の職を辞めてということですが、そのあと帰ってこられたあとは続きといたしますが、そういう任用の仕方の規定というのは今の本町の条例の中で対応できるものなのかお聞きします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。これは人事交流というそういう趣旨の制度に乗って行くものでありますので、いわゆる競争試験による採用であるとか、そういったものではないのですね、ひとつの取り決めとして可能であるというふうに判断をしております、既に全国他の市町村でも実施をされてるところであります。ですから2年間経過しましたら、そもそもの取り決めによりまして本町に復帰をしていただくと、そういう形になろうかと思っております。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福田 そういう取り決めで運用できるという条例を、その解釈といいますか、そういう取り決めに運用できるような定めそのものはないんじゃないかなと思うんですがどうでしょう。

議 長 総務課長。

総務課長 ちょっとこの条例と関連、身分上の取り扱いになりますので、今回の条例の審議と離れるかもしれませんが、私としてはできるものと考えております。できる根拠等につきましてはですね、今回の条例案の審議とは離れますので、後ほどこちらで調べてお示しするということができればいいでしょうか。

議 長 ほかに質疑はありませんか。3問目。田口議員。

8 番 田口 先ほどちょっともう中身の話になったんで私も念のため聞いておきますけど、係長クラスとか課長クラスとか、どういうクラスの方が、こっちに来られる方、あるいは行かれる方の、そういう何というかレベルといいますか、そういうのはどういうことで考えられているのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。今回の人事交流において示されておりますのが、概ね入所3・4年目の職員が出向しますということで、その内容でしか示されておられません。ですから現在の役職等はですね、具体的に載ってないんですが、3・4年目でしたらそう係長とかいうそういう役職ではないんじゃないかなと思います。詳しくはですね、人事異動の内示等の発令の折にはですね、はっきりするのではなからうかと思っておりますので、もしかしてほかの定期職員の内示には間に合わない場合もあるかもわかりませんが、追って正式

な発令の折にはですね、発表をしますので、それからご確認をいただければと思います。以上です。

議 **長** ほかに。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:29)

議 **長** 次に、日程第10、議案第9号「川棚町上下水道事業運営審議会条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第9号「川棚町上下水道事業運営審議会条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

本町におきましては、現在、水道事業の施設更新計画及び財政計画の基本計画や水道ビジョンや経営戦略の策定などをコンサルタント業者に委託し、川棚町水道事業総合計画策定業務と題して、令和元年度と令和2年度の2箇年で進めているところであります。

そこで当該計画の策定に当たり、学識経験者や利用者からなる審議会を設置をし、水道事業の経営の在り方や事業の方向性などを総合的に審議していただき、中長期的な計画の策定及び事業運営に関して、識者の方や住民の皆様方からの意見等を伺い、施策に反映させていくことといたしております。

また、水道事業と関連が深く、同じく公営企業を適用している下水道事

業に関しましても、事業運営の在り方や経営状況、財政状況などについても一体的にご審議をいただき、今後の施策に反映させることとして本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。それでは制定内容を説明いたします。

水道事業総合計画の策定に当たりましては、経営戦略策定ガイドライン及び水道事業ビジョン作成の手引きにおいては、地域の水道事業に精通した学識経験者や利用者である住民等の参加を得た検討会を設置し、パブリックコメント等の活用により、より広く意見を聴取・反映し、合意形成を図りながら策定することが求められております。そこで町長からも提案がありましたように、第3者からの意見を施策に反映させていくため、本条例を制定するものであります。

それでは議案書をご覧ください。川棚町上下水道事業運営審議会条例と題しまして、9条建てとなっております。

第1条では、川棚町上下水道事業運営審議会の設置目的を定めるものであります。

第2条では、審議会の所掌事項として、運営に関する事項、財政に関する事項、その他町長が必要と認める事項ということで3本立ての所掌事項を定めております。

第3条では、委員の人数及び構成を定めており、委員においては10人以内、町長が委嘱し、学識経験者、関係諸団体、水道及び下水道の利用者としております。

第4条では、委員の任期を2年と定めており、再任は妨げないものとしております。また、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするほか、あとで委嘱を行う場合などには、任期を2年を超えない期間で調整可能としております。

第5条では、会長及び副会長の役職に関することを定めております。

第6条では、会議の招集及び成立要件、議事の決定方法を定めております。次ページをご覧ください。

第7条では、調査及び審議に必要ながあると認める時は、委員以外の者に意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができるものと定めております。

第8条では、審議会の庶務事項として、水道課で処理する旨を定めております。

第9条では、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関しては会長が審議会に諮って定める旨を定めております。

附則につきましては、第1条に施行期日を令和2年4月1日といたしております。

第2条では、本審議会の設置に当たり、委嘱された委員の執務に対する報酬及び費用弁償について、同様の委員会及び協議会での整合性を図るため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うこととしております。

次のページの新旧対照表をご覧ください。別表下段、学校運営協議会委員の次に川棚町上下水道事業運営審議会委員を追加し、報酬の額を月額6,000円、旅費の額を3級以上職相当額としております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。高以良議員。

9番高以良 第3条の委員のことについてお尋ねしますが、2項の2号、各種の団体で町内に住所を有する者とありますが、この各種の関係団体というふうになっていますが、これの関係団体というのは上下水道に関係のある団体という意味なのかどうか、具体的にはどのような委員さんたちを想定しているのかということ。

それから、3号の水道の使用者又は下水道の使用者で町内に住所を有する者とありますが、この使用者の中には個人だけを予定しているのか、事業所も使用者として予定してるのか、お尋ねします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。高以良議員の質問にお答えします。

まず、3条2項第2号の各種関係団体はどのようなものかという質問ですけども、今のところ担当課では、自治会や農業委員会、その他各種団体等を考

えております。

3号の水道使用者、下水道使用者においては、個人の方に、幅広い方、若い世代も含めて、個人の方で委員の方を選任したいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 今までは上下水道とも委員会というものの諮問機関はなくてやってこれたっていうのは事実であるというふうに思いますけども、今後上下水道ともに両方を審議会とする委員会をつくらうということになったことには、何か経過としてつくった方が運営が進みやすいとかそういった根拠的なものがあるはずだと思うんですけども、そこを伺いたいと思います。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。炭谷議員の質問にお答えします。

これまでこの中長期的な計画、施設の更新等におきましては担当職員で対応しておりましたが、現在のこのような状況の中、人口減少や節水型器具の普及等によって料金収入が減少する中でどのような経営の在り方や、その方向性を総合的に審議していくことについて、これからは第三者からの意見を幅広く聞きたいというために設置をするものであります。また、先ほど私の方の説明からもありましたが、経営戦略策定ガイドラインや水道ビジョンの作成の手引きなどにおいても、そのような幅広い意見を聴取し、施策合意形成を図りながら策定をなさいたいということが求められておりますので、今からはこういうふうな、今後それなりの意見を聴取しながらですね、作成していきたいと思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 上下水道って普通言いますけども、上水道と下水道は、何か性質的には違うように思われるのですけども、したがって委員なんかも、例えばその専門の人というような学識経験者にしても、上水道の経験者と下水道の経験者って全然違うと思うんですけど、そのように、だから私はつくとすれば別々の審議会をつくっていいのではないかと思うのですけども、なぜ1つにするのかっていうのが今ひとつ、もう一回ご説明いただきたいなと思います。

それと、その審議会の中は、例えばその上水道分科会とか下水道分科会と

か分かれたような格好にするのかとか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。田口議員の質問にお答えします。上下、上水道、下水道事業、内容が違うので別々の審議会、部会をつくってというふうな意見がありましたけども、今回、現在上水道、水道事業の方では総合計画策定を作成するにあたって、上水道の専門といいますか、上水道の経験を持っておる方を学識経験者として任命をしたいと思っております。で、これに関しては、この事業、現在策定を当たっておる事業に関しての委員の選定でありますので任期は2年ということで、そこで終了すると。で、また新たに下水道事業でこういうふうな計画を策定する場合には、新たな下水道経験者の学識経験者を採用して審議していただくという考えでおるところであります。以上です。

議 長 ほかに。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第9号「川棚町上下水道事業運営審議会条例」は、産業建設文教委員会に付託したいと思いますが、これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川棚町上下水道事業運営審議会条例」は、産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:43)

議 長 次に、日程第11、議案第10号「川棚町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第10号「川棚町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

交通指導員は従来、特別職非常勤職員として位置づけられておりましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別非常勤職員の任用が法律で定める限定適用となることから、交通指導員は特別職非常勤職員として任用すべき職に該当しなくなるため、その取り扱いとして県内の他の市町と協議を行いながら検討を進めてきたところであり、この交通指導員の位置づけにつきましては、この度私人、いわゆる有償ボランティア等として取り扱う職に整理されることとなったことから、交通指導員について定めた川棚町交通安全の保持に関する条例において改正を要する箇所について改正を行い、これに対応しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは改正の内容についてご説明をいたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、2枚目、横長の新旧対照表をご覧ください。

まず、第6条の改正であります。改正前に「指導員は非常勤とし」としてありますが、先ほど町長の説明にもありましたように、4月1日以降は私人としての取り扱い、有償ボランティアとしての取り扱いになりますので、非常勤という定義の仕方は不要でありますので、改正後においては「指導員の任期は2年とする」とそういうふうに改めるものであります。

次に第3項であります。改正前におきましては、「予算の定めるところにより報酬を支給する」としておりました。この報酬に、取扱い上、報酬という文言につきましては、特別職の非常勤に対して報酬という支給の仕方になってまいります。したがって、この交通指導員につきましては従来の報酬、この年額には変える予定はありませんけれども、その文言として改正後におきましては「指導員に対しては、予算の定めるところにより報奨金を支給する」と、そういうふうに改めるものであります。このことに対応しまして、令和2年度の予算におきましては、交通指導員の報奨費という予算科

目において計上し、用意をしているところであります。

それでは改正条例の本則に戻って、附則をご覧ください。この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。先ほど町長が申しあげましたように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行期日に合わせた施行としておるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 すいません、お尋ねします。その報酬を報償費に変えるという部分ですけども、従来は報酬としてはその特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で規定があったと思うんですが、その条例の改正はしなくてもいいんですかね。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい、お答えいたします。特別職の非常勤の報酬についての対応はどうなったかということではありますが、従来ですね、先ほどの水道課の条例の方に出ましたように、こうした別表において定めがありました。それで会計年度任用職員に関する条例を12月に提出した折に、その時点でこの交通指導員に関しましては特別職の非常勤ではなくなるということが明確に決まっておりましたので、その折にその別表から削除しております。そういった措置を既にしておりましたが、今回報償費という明確な区分になったのがですね、その後に決まっていりましたので、報償費、今回この交通安全の保持に関する条例においては、決定があとだったので今回対応するという事になった次第であります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号「川棚町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:50)

議 **長** 次に、日程第12、議案第11号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第11号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

職員のサービスの宣誓に関する条例は、新たに職員となった場合におけるサービスの宣誓について規定した条例であり、令和2年4月1日から制度が開始する会計年度任用職員についてもこの規定が適用されるものでありますが、制度導入前の任用形態や任用手続きが特殊である外国語指導助手、いわゆるALTなどの職種についてはサービスの宣誓をその職種に見合った適切な方法で行うことが可能であり、その場合においては、その旨、職員のサービスの宣誓に関

する条例において定めるよう総務省から通知があったところであります。

また、語学指導者、語学指導等を行う、外国青年招致事業、いわゆる J E T プログラムを所管する一般財団法人自治体国際化協会からも、J E T プログラム参加者の服務については円滑な斡旋、受け入れの観点から、全国的に統一した取り扱いとすることが望ましいことから、職員の服務の宣誓に関する条例の改正等による対応を積極的に行うよう。要請があったところであります。このようなことから本町におきましても条例の改正を行い、これに対応しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。新旧対照表、2枚目をご覧ください。

今回、第2条に第2項として地方公務員、第2項を加えるものであります。第1項の条項としましては、宣誓書に署名してからでなければ職務に、服務の宣誓について定めた条項が第1項であります。その下に第2項として「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる」という規定を追加をするものであります。

町長の提案説明にありましたように、ここで想定しておりますのはいわゆる J E T プログラムに則って任用する A L T の職員について、この適用をしたいと、そういうふうを考えているものであります。

それでは改正条例の本文、附則をご覧ください。この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。これも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行期日2年4月1日に合わせまして施行をするものであります。

以上、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 今、説明の中でちらっとその第2条第1項のことを言われましたが、職員がその宣誓書に署名をする方式だと言われましたけども、この

第2項で別段の定めをするっていうのはですね、どんなふうになるんですか。それでしかも想定してるのはALTだけを想定されてるということなんですけど、ALTにサインをしてもらえば済むのではないかと思うんですけど、その別段の定めってどのような方式でのサービスの宣誓を想定されているのかということをお聞きします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それではお答えいたします。

町長の提案説明の折に、JETプログラムを所管する一般財団法人自治体国際化協会、この機関から全国的に統一した取り扱いをすることが望ましいということで要請があったという、そういう説明を行ってたと思います。

その要請についてはですね、令和2年1月20日、20日に正式に文書で要請がっております。その内容としましてはですね、その該当箇所だけ申し上げますけれども、JETプログラム参加者への対応の考え方として、ジェットプログラムにおいてはジェットプログラム参加者の円滑なあっせん、受け入れのため、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとする。取り扱いについて全国的に進めることとすると、そういう要請がっております。

ですから、田口議員がご指摘があったようにですね、JETプログラムの採用の折にですね、任用の折に、サービスや勤務条件に関する同意書というものを署名いただいております。その署名をもってこの宣誓に代えるという手続きにしたいということでありますので、そのような措置をもってこの別段の定めがそういう手続きになるということでご理解をいただきたいと思ます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6番山口 はい。ALTは1年契約で最大3年間延長が効くと思いますが、その最初の採用の時はこれをサインをすると思うんですけども、そのあとの契約更新のときはその都度出させるものか、それとも最初に出したやつで、いわゆる更新をしていけばですね、3年間それで済ませるのか、いわゆる単年度ずつそれにサインしてもらおうのかですね。その点をお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 はい。JETプログラムで本町の方に任用しておりますALTの任期の更新のことということでご回答すればいいのかなというふうに思っておりますけれども、任用の際にはその期間毎です、ただ今ありました就業規則等にサインを確認をしていただくということで、1年毎ということでこれまでやってきております。

今年度につきましてはですね、前期・後期という形で会計年度任用職員への移行の方がありましたので、前期・後期ということでそれぞれ任期の更新をしていく際にそういった就業規則について確認をしていただいて、サインをいただいているという状況でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されま

した。

(1 4 : 0 0)

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 1 2 号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 1 2 号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

建設課発注の工事において、不適切な事務処理を行ったことについて、受注業者をはじめ、町民の皆様にご迷惑をおかけし、このことにつきまして関係した職員の処分を行ったところでありますが、この事件の責任を取り、町長と副町長につきましても、令和 2 年 3 月分の給与について 1 0 0 分の 1 0 の減額を行いたいので、この度、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出し、議会のご決定をいただきたいと存じます。

条例制定の理由等について以上のとおりであります。条例の詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。なお、本町行政においてこのような不祥事が起きたことについて、町長として改めてお詫びを申し上げますとともに、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは新旧対照表により説明します。2 枚目をお開きください。

附則でありますけれども、今回本則の改正は行わずに附則のみの追加となります。対照表に書いてありますように、現行の附則は第 1 項から 1 2 項まで設けられておりますが、この 1 2 項のあとに 1 3 項としてこの 1 項を設けるものであります。「第 1 条の規定にかかわらず、町長及び副町長の給料の月額、令和 2 年 3 月支給分に限り、同条に定める月額から、当該月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。」という 1 3 項を追加するものであります。第 1 条の規定にかかわらずとある第 1 条につきましては、町長及び副町長の給料の月額を規定した条項であります。

それでは、改正条例の本文、附則をご覧ください。1 枚目です。1 枚目の附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。毛利議員。

3 番 毛 利 お尋ねします。今回、報道等皆さんご存知で、町民の方の皆さんご存知なんですけども、この処分というものは、重いとか軽いとかを言ってるのではないんですが、我々も一般の町民の方から聞かれることもあるかと思うので聞きます。今回の処分についてですね、町長、副町長が責任を取られる形で10分の1の1ヶ月とか、担当ご本人さんも含めての処分が、停職があつてます。で、この処分の何ですかね、額とか期間とかいうのは、どういった根拠で決められたのか。例えば他の事例を見てとか、そういったのがあつたのかどうかお聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。今回の処分に関してでありますけれども、処分に関しましてですね、長崎県町村会の方で大体新聞報道等で出された記事を全部収集をしております、一覧表としてまとめたものがあります。それを提供いただきましてですね、その中で比較考慮をしたというものを行っております。そうした中で本町の事案、これを見てですね、適正、厳正に対応をしたというものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:06)

議 **長** 次に、日程第14、議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

令和元年度の人事院勧告に基づく職員の給与改定において、住居手当につきましては支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げること、手当額の上限を1,000円引き上げること、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間に限り最大2,000円までの減額とするとの勧告がなされ、国家公務員におきましては、この勧告にしたがって改正が行われたところでありますが、本町におきましてはこの改定を行う場合、住居額の手当の額が減額となる職員が多く生じること、また、職員組合からはこの改定を行わないよう要求があったことから、県及び他の市町村の対応を見て判断することとし、12月議会における改定を見送ったところがあります。

この住居手当の改定について、県及び他の市町村の対応について把握を行った結果、長崎県においては手当額が1,000円を超える減額となる職員については、1年間に限り最大1,000円までの減額とするという内容の経過措置をつけた改定を行っており、本町においては長崎県が行った住居手当の改定に係る経過措置に合わせた改定を行うことにしたいと判断し、こ

の度このように対応した職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出した次第であります。

詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは内容についてご説明いたします。これも新旧対照表でご説明いたします。横長の新旧対照表をご覧ください。

今回のこの改正、住居手当第9条の2の改正につきましては、先ほど町長が申しあげましたように人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改正と全く同じ改正を行ったものであります。

まず、第1項の「月額1万2,000円を超える家賃」の「1万2,000円」を、「月額1万6,000円」に改めるものであります。そして、第2項第1号「月額2万3,000円以下の家賃」とありますのを、「2万3,000円」を、「2万7,000円」に改めるものであります。そして、第1号の「家賃の月額から1万2,000円を控除した額」、この「1万2,000円」を、「家賃の月額から1万6,000円を控除した額」というふうに改正を改めるものであります。第2号におきましては、改正前「月額2万3,000円を超える家賃」とありますのを、「月額2万7,000円を超える家賃」に改めるものであります。そして、第2号の2行目にあります、改正前が「家賃の月額から2万3,000円を控除した額」とありますのを、「家賃の月額から2万7,000円を控除した額」に改めるものであります。第2号の2行目、「2分の1の額が1万6,000円」とありますのを、改正後においては「2分の1の額が1万7,000円」というふうに改めるものであります。その下の括弧閉じの前の「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めるものであります。これらの改正本文は国家公務員と全く同一であります。

改正する条例の附則をご覧いただきたいと思っております。この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。これは国家公務員の住居手当の改正の施行期日と同一であります。国家公務員の改定に合わせて施行するとしております。

そして第2項、これは住居手当に関する経過措置であります。これは町長

が提案説明の際にご説明しましたように、長崎県においてはこういった経過措置をとっておりました、その措置に合わせて今回、本町は経過措置を行うものであります。全部は読みませんが、ちょっと中程に次の各号のいずれかに該当するものに対しましては、「施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の職員の給与に関する条例第9条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で町長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。」としております。まず、この次の各号のいずれかに該当するとして、第1号、第2号掲げております。第1号については、「改正後の職員の給与に関する条例第9条の2に規定する職員に該当しないこととなる職員」とありますが、これは具体的には、今回の改正により下限が1万2,000円から1万6,000円に引き上げられることになりまして、住居手当の支給対象外になる職員、これを指すものであります。そして第2号におきましては、ちょっと省略しますが、「減じた額が1,000円を超えることとなる職員」、1,000円以上減額されてしまう職員についてはというものであります。この2つに該当する場合は、1,000円を控除した額の住居手当を支給するという事で、減額の額は1,000円にとどまるというものであります。

以上、内容についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:16)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:16)

(…休憩…)

(14:30)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第15、議案第14号「川棚町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第14号「川棚町税条例の一部を改正する条例」について提案理由をご説明いたします。

現在、身体障害者等に対する軽自動車に係る種別割の減免については、毎年度申請を行っていただいているところであります。

今回の改正は、一度減免の申請を行ったものは翌年度以降減免の理由が消滅するまで申請の手続きを不要とするための改正でございます。

内容につきましては、税務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それでは、議案第14号「川棚町税条例の一部を改正する条

例」の内容についてご説明申し上げます。

現在、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免につきましては、毎年度減免申請を行っていただいております。しかし、身体障害者等についてはほとんど障害者等級の変更がなく、毎年度の申請が負担となっております。そこで、一度減免申請を行ったものについては翌年度以降減免の理由が消滅するまで申請書の提出を不要とするための改正を行うものです。改正の内容につきましては、お手元に配布しております新旧対照表により説明させていただきます。

はじめに、第71条第1項第4号及び第90条第2項第4号につきましては、条文の誤りを改正するものでございます。

続きまして第90条第4項、これを第5項とし、第3項の次に新たに第4項として、前年度における減免の申請書を減免の理由が消滅するまでの間、現年度の減免の申請書とみなして、減免することができる条項を設けるものであります。それでは改正条例の本文をご覧ください。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「川棚町税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「川棚町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:34)

議 長 次に、日程第16、議案第15号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本条例改正案につきましては、昨年10月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改定されましたので、国の基準に合わせ本町の条例を改正するものであります。

主な内容の1点目は、幼児教育・保育の無償化制度の施行に伴い、施設が保護者から副食費の徴収を可とするもの。

2点目は、本町に事業所はありませんが、特定地域型保育事業所と保育所等との連携が緩和されたものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは本改正案についてご説明いたします。

本改正案につきましては、改正本文、新旧対照表ともに大変ボリュームがありますので、本日お配りした資料においてご説明させていただきますので、本日お配りをしました川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（概要）
というのを本日お配りしておりますので、そちらの方をご覧ください。

まず1番目として、改正の趣旨であります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての所要の改正が行われたため、国の基準に合わせて本条例の改正を行うものであります。

次に改正の内容についてです。3つありますけれども、1つ目として、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更であります。幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用及び2号認定の子どもに対する主食の提供に要する費用に加えて、2号認定の子どもに対する副食の提供に要する費用について事業所は保護者から支払いを受けることができる費用とするということで定められております。これは条例の第13条第4項に当たるものであります。そして第13条第4項第3号では、除外をするものとして、ただし、1号2号の、1号認定の子どものうち低所得者世帯及び第3子以降の子どもに対する副食に要する費用については除くものとする定められております。ここの部分はもう既に無償化になっているため、この13条第4項第3号を加えております。

改正内容の2つ目についてです。特定地域保育事業所と保育所等との連携の緩和であります。この特定地域型保育事業所と申しますのは、ここに書いてありますとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業のことを言いまして、本町には先ほど町長が説明したとおり、本町にはこの事業所はございません。この事業を行うものに求められる特定教育・保育施設等との連携について、認可は県で行いますけれども、認可基準で定める連携の要件緩和を踏まえ、運営の基準を改正するものであります。改正内容は、ここに書いてあります、①から④の事項について緩和がされております。

3つ目の改正として、その他この改正法に伴う略称の変更や条項ずれに伴う改正を行っております。

3の附則であります。この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するとしております。

以上で説明終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろし

くお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(14:41)

議 _____ **長** 次に、日程第17、議案第16号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第16号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を

ご説明いたします。

本条例改正案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の配置基準の経過措置期間を延長するため、本条例の附則を改正するものであります。

内容につきましては、住民福祉課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは本改正案についてご説明いたします。

町長が先ほど提案理由で説明したように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の附則を改正するものであります。

児童福祉法の規定に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業のことではありますが、その事業の設備及び運営については、市町村の条例で定めることとなっております。今般の省令改正によりまして、放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の配置基準が従うべき基準から参酌すべき基準に変更され、配置基準の経過措置の期間についても延長をされました。本町においては、放課後児童支援員の配置基準は、児童の安全や事業の質の確保をするため、これまでどおり国の基準に準ずることとし、経過措置については、県などが開催する研修の機会を確保するため、国に準じて期間を延長するものであります。新旧対照表をご覧ください。

附則の第3条、職員の経過措置において期間を平成32年3月31日から令和5年3月31日まで3年間延長するものであります。

改正本文をお開きください。附則でございませう。この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(14:46)

議 長 次に、日程第18、議案第17号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第17号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

平成29年5月29日に成立した民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、平成30年3月及び平成31年4月に民法の一部改正による債権関係の規定の見直し、単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえ、公営住宅管理標準条例が一部改正されたことから、川棚町営住宅管理条例の一部を改正する必要性が生じたの

で、改正をしようとするものであります。

そのほか詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。それでは改正内容をご説明いたします。

2枚目の新旧対照表をお開きください。横長の分でございます。まず、第1条の趣旨でございますが、公営住宅管理標準条例に合わせ、条文の誤りがありましたのでその誤りを改め、下線を引いております改正後「必要な事項を定めるものとする。」に語句の修正を行うものでございます。

なお、この以降につきましては、公営住宅管理標準条例は標準条例と略させていただきますのでご了承お願いいたします。

次が第5条、公募の例外の規定でございますが、1枚めくっていただいて裏側でございます。標準条例に合わせての改正でございますけれども、同条の第5号及び第7号につきましては、身体の機能の制限に加え、心身の状況に関して追加をされているものでございます。

次が第6条でございますが、入居の資格の規定についてでございます。標準条例の改正に合わせて改正するものでございます。この中では次のページになりますが、改正前の「イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に」とありますが、この中の下段、金額「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」この額につきまして、標準条例の改正で参酌をして15万8,000円にと改正がされたところでありまして、この「イ」を削り、「ウ」を「イ」に改め、「アに掲げる場合以外の場合 15万8,000円」というふうに改正するものでございます。

続きまして第15条、収入の報告等の規定でございます。標準条例に合わせての改正でございますが、第3項でありますけれども、収入の申告がない場合でも書類の閲覧請求などにより把握した収入に基づき収入額を認定できるように改められたものでございます。

次が第16条、家賃の決定の規定でございます。標準条例に合わせての改正でございます。第4項につきましては、新たに追加されたもので、介護保険法や、その裏、次のページですけれども、知的障害者福祉法の定めによる入

居者が所得申請等が困難な場合は、書類の閲覧請求などにより把握した収入に基づき家賃の決定ができるものとなったものでございます。このことにより、従来は収入申告がない場合は、近傍家賃と同額の決定ということになり、公営住宅家賃以上となる場合が生じてくることとなるものが、今回の改正により、公営住宅家賃に基づき決定ができるものとなるものです。

次が第19条、敷金の規定でございますが、民法の改正により標準条例も合わせて改正をされたものです。第3項については新設をされたものでございます。ここにおきまして、第3項におきましては、賃貸借に基づいて生じた債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができるという規定が追加されたものでございます。4項につきましては、第3項の新設により条ずれとなったもので、未納家賃について、賃貸借に基づく債務不履行と改められたものでございます。

第31条の収入超過者に対する家賃から、下にいってもらって、次のページですね、一番後ろのページになります。第40条の公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例につきましては、第16条第4項が新設されたことからの適用条項の改正及び標準条例に合わせて改正をするものでございます。

次が第42条、公営住宅の明渡請求の規定でございますけれども、民法の改正による標準条例の改正に合わせて改正するもので、第3項につきましては、この利率、改正前の「年5分の割合」が、民法の改正で年5%から3%に引き下げられ、さらに3年毎に見直しをするとされたところでございます。本条例では標準条例に合わせて、「法定利率」と改めるものでございます。

改正条文に戻っていただきまして、裏面を見ていただきたいと思います。附則でございます。

第1に施行期日についてであります。この条例は令和2年4月1日から施行すると。

第2の経過措置についてであります。改正後の川棚町営住宅管理条例第42条第3項の規定は、利息のうち施行期日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で説明は終わらせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定ください

ますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(14:57)

議 _____ **長** 次に日程第19、議案第18号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第18号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、本

条例において所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは改正内容を説明いたします。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正に伴い、地方自治法第243条の2において、普通地方公共団体の町等の損害賠償責任の一部免責が新規追加されたため、現行条項にずれが生じたので、川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。1枚めくっていただき、横長の新旧対照表にて説明いたします。

第5条において、「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の2第8項」に改めております。

1枚戻っていただき、附則についてであります。施行期日を令和2年4月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(15:00)

議 長 次に、日程第20、議案第19号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第19号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が、平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは、改正内容を説明いたします。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第243条の2において、普通地方公共団体の町等の損害賠償責任の一部免責が新規追加されたため、現行条項にずれが生じましたので、川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。1枚めくっていただき、横長の新旧対照表にて説明いたします。

第5条において、「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の2第8項」に改めております。

1枚戻っていただき、附則についてであります。施行期日を令和2年4月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い

しくお願いします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第19号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(15:03)

議 _____ **長** 次に、日程第21、議案第20号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第20号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月に公布され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、臨時・非常勤職員については、適正な任用及び勤務条件の確保を図るため、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図られるとともに、新たな一般職の非常勤職員の制度である会計年度任用職員制度が創設をされたところであります。

これに伴いまして、川棚町水道事業においても、臨時・非常勤職員の制度を見直し、新たに会計年度任用職員制度を導入するため、本条例において所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。それでは改正内容を説明いたします。

2枚めくっていただき、横長の新旧対照表にて説明いたします。

まず、第1条中の「企業職員」を「企業職員（法第15条の規定に基づき、町長が川棚町水道事業企業職員として任命した者をいう。以下同じ。）」に改めております。

次に、第2条第1項中の「常時勤務を要するもの」を「次項及び第3項の規定の適用を受けない者」に改めております。

第2項に「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下、「地公法」という。）第28条の4第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）、同法第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。」、第3項に「地公法第22条の2第1項第1号の規定により採用された者（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。」を加えております。改正前の第2項を第4項に改めております。改正前の第3項を第5項に改め、同項中の「手当の種類」を「職員の手当の種類」に改め、休日勤務手当の次の「、夜間勤務手当」を削っております。第6項に「再任用職員及び再任用短時間勤務職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間

外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。」、次ページの第7項には、「フルタイム会計年度任用職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。」を加えております。

再任用職員の給料として、第3条の2に「再任用職員の給料は、前条に規定する給料表を適用し、その者の属する職務に応じた級又は号給の額にする。」を加えております。改正前の第3条の2を第3条の3に改め、第1項に「再任用短時間勤務職員の給料は、第3条に規定する給料表を適用し、その者の属する職務に応じた級又は号給の額に、川棚町水道事業就業規則第6条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」に改め、改正前の第3条の2第2項を削っております。

次に会計年度任用職員の職種及び給料として、第3条の4を新設し、第1項に「フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職種の種類は、技術職又は一般行政事務とする。」、第2に「フルタイム会計年度任用職員で職種が技術職である者の給料は、第3条に規定する給料表を適用し、その者の属する職務に応じた級又は号給の額とする。」、第3項に「パートタイム会計年度任用職員で職種が技術職である者の報酬は、第3条に規定する給料を適用し、その者の属する職務に応じた級又は号給の額に、就業規定第6条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」、第4項に「会計年度任用職員で職種が一般行政事務である者の給与又は報酬及び手当は、川棚町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号。以下「会計年度任用職員の給与等に関する条例」という。）を準用するものとする。」、第5項に「この条例に定めるもののほか、他の法令等の規定に定めのない事項で、会計年度任用職員の給料又は報酬及び手当について必要な事項は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによるものとする。」を加えております。

第7条、各号列記以外の部分の「職員」を「職員、再任用職員、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員（以下「職員等」とい

う。)」に改め、第1号中の「職員及び再任用短時間勤務職員」を「職員等」に改め、第2号中の「職員」を「職員等」に改めております。

第8条中の「職員」を「職員等」に改めております。

第9条中の「職員及び再任用短時間勤務職員」を「職員等」に改めております。

第10条第1項を「休日勤務手当は、休日等（国民の祝日等に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までをいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員等に対して、当該勤務した全時間について支給する。」に改め、第2項を削っております。

第11条は削除しております。

第13条第1項中の「在職する職員」を「在職する職員等及びパートタイム会計年度任用職員」に改め、「職員の在職期間」を「その者の在職期間」に改め、第2項を削っております。

第14条第1項中の「在職する職員」を「在職する職員、再任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改め、「職員の勤務成績」を「その者の勤務成績」に改め、第2項を削っております。

次に、第16条第1項及び第2項中の「職員」を「職員等」に改めております。

第17条中においても「職員」を「職員等」に改めております。17条の2中の「職員」を「職員等」に改めております。17条の3中の「職員」においては、「企業職員」に改めております。第17条の4、各号列記以外の部分中の「職員」を「職員等」に改めております。

18条は削除しております。

第19条の見出しの「非常勤職の給与」を「臨時的任用職員の給与」に改め、同条中の「企業職員で職員以外のもの」を「臨時的に任用された職員の給与」に改めております。議案を1枚めくっていただき、3ページとなります。

附則についてであります。施行期日を令和2年4月1日といたしております。

また、本日お配りしております横長の表になりますが、職員の区分・給与の種類整理票を参考にいただければと思っております。

以上説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第20号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(15:18)

議 _____ **長** 次に日程第22、議案第21号「財産の取得の変更（小型動

力ポンプ付積載車購入の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第21号「財産の取得の変更（小型動力ポンプ付積載車購入の件）」について、提案の理由を申し上げます。

川棚町消防団第3分団中山支隊に配備する小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、令和元年9月議会定例会において財産の取得についてご決定いただき、株式会社ヤナセ防災と売買契約を締結し、発注しているところでありますが、契約締結後の消費税率の引き上げに伴い、契約金額を変更する必要がありますが、さらに代表取締役の変更も生じておりますので、改めて財産の取得の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは内容についてご説明いたします。

まず、変更を行う、今回変更を行う箇所ではありますが、3の契約金額であります。変更前の「798万5,760円」を変更後の「813万2,840円」にしようとするものであります。これは売買契約書の締結時点における消費税率は8%でございましたが、令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられたことによるものであります。

契約書において指定した小型動力ポンプ付積載車の仕様等については変更はございません。

次に変更を行う箇所でございますが、4、契約の相手方の中の代表取締役についてであります。変更前の「梁瀬 正輝 氏」を変更後の「合家 崇 氏」に変更するものであります。代表取締役の変更は令和元年9月20日付、行われたものであります。

以上で説明終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。高以良議員。

9番高以良 ちょっと内容じゃなくてですね、この議案の書き方、表現のことでお尋ねしたいと思いますが、題名は「財産の取得の変更」で、次の本文のところですが、「次のとおり売買契約を締結したいので」ということ

になってますが、この「締結」でいいのか、「変更したいので」という表現
じゃなくてもいいのかということでお尋ねします・

議 長 総務課長。

総務課長 大変申し訳ありません。これはもう締結をした契約の変更で
ありますので、「次のとおり売買契約を締結したいので」はしております
が、これはやはり「契約を変更したいので」とすべきであると思います。こ
の分訂正をいただきますようお願いいたします。大変申し訳ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「財産の取得の変更（小型動力ポンプ付積載車購
入の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「財産の取
得の変更（小型動力ポンプ付積載車購入の件）」は原案のとおり可決されま
した。

議 長 次に日程第 2 3、議案第 2 2 号「町有地の処分について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 2 2 号「町有地の処分について」提案理由を説明いたします。

処分いたします土地につきましては、昨年 1 2 月定例会で長崎県から取得することを議決いただきました川棚港湾埋立地内の町有地でありまして、かねてからこの土地の購入を希望しておられました株式会社原産業運輸倉庫と売買価格など処分する条件が整いましたので、2 月 2 7 日に売買に係る仮契約を締結したところであります。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、当該地を処分することについて議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、私の方から説明の方させていただきます。

まず、処分する土地につきましては、町長から説明がありましたとおり、川棚港湾埋立地内の町有地であります。地番につきましては、百津郷字新浜 2 9 6 番 1 5 3 の一部及び百津郷新浜 2 9 6 番 1 5 4 の一部でありまして、総面積は 2 万 3 9 3 . 1 3 平方メートルであります。

次のページに参考資料といたしまして、位置図を添付しておりますのでご確認いただければと思います。実線で囲まれた部分、斜線も入っておりますが、こちらの方が今回売り払う部分の土地でございます。先ほど説明しましたとおり、面積は 2 万 3 9 3 . 1 3 平方メートルでございます。で、北側といいますか、ディーシー側、株式会社ディーシー側に点線が入っているというふうに思います。こちらの方が、県から、長崎県から購入した土地の範囲でございます。その一部を売却するというごことをご理解いただければと思います。

この点線に囲まれた土地につきましては、この港湾埋立地全体を考えたときに、このディーシーとの間にやはり道があった方がいいんじゃないかとい

うふうなことで、将来的に道を整備することを想定しまして、道路用地として残しておく部分でございます。また1枚目の方に戻ってもらってよろしいでしょうか。

売払金額につきましては、3億9,400万円ございまして、平米当たりの単価が1万9,320円であります。そして、契約の相手方は、川棚町三越郷51番地の2、株式会社原産業運輸倉庫、代表取締役社長 原 隆でございます。

本土地の処分後の事業計画につきましては、長崎県内では慢性的に冷凍・冷蔵倉庫が不足しておりまして、その解消のため、大規模な冷凍・冷蔵倉庫を建設し、食品業界の流通の効率化を図ること。そして、現在保有しておられる大型トラックの駐車場に苦慮しており、その駐車場を併設する計画でありまして、この事業計画に関し地元の承諾も得ているところでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号「町有地の処分について」の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第22号「町有地の処分について」は原案のとおり可決されました。

(15:29)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(15:29)

(…休 憩…)

(15:40)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第24、議案第23号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第23号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」について提案理由をご説明いたします。

令和元年6月13日付で締結した、川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2）につきましては、工事の内容変更により、現契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、産業課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは工事の概要について説明をいたします。

この議案書の次のページからが参考資料となりますのでご覧ください。

工期につきましては契約の日から令和2年3月30日までとしており、工事場所につきましては川棚町三越郷地先であり、位置的には第6分団消防詰所前付近であります。

工事の概要についてですが、舗装工としまして面積を「435.7平方メートル」から「505.8平方メートル」に変更をしております。仮設工につきましては「一式」を追加をしております。

変更内容の詳細につきましては、図面で説明をいたしますので、次のページをお開きください。A3版の図面になります。この図面のエプロンとありますが、これ荷揚場の舗装形状図を添付しております。図面右端中段に凡例を記載をしておりますが、灰色が当初でピンク色に変更になります。

まず、舗装工につきましては、完成断面とするために図面上左側のピンク色の3スパン、延長は13.68メートルになります。面積が70.1平方メートルを追加し、全体面積を505.8平方メートルとしたものであります。

次に仮設工につきましては、図面右端の上部にピンクで表示をしておりますが、本工事を実施するに当たり、漁船の船舶ができなくなることから関係者と協議をしまして、仮栈橋設置を一式あたりとして追加したものであります。次のページには仮栈橋の詳細図を添付しておりますが、単管を組み上げ、表面に足場板を敷き並べたものであります。

また、令和元年10月に消費税及び地方消費税の税率改正に伴い8%から10%に変更をしております。

議案の表紙に戻っていただきまして、契約金額についてであります。変更後の契約額は9,603万3,300円となっているものであります。また、契約の相手は長崎県長崎市平和町5番19号、株式会社西海興業、代表取締役 西山 潤一郎 氏であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。今回契約の変更ということで出てるんですけども、この上部工とか裏込工全部メートル数は変わってないんですけど、なぜ舗装工が追加になったのか。当初からここは舗装する予定がなかったのかどうかというのが1つ疑問がありました。

それともう1点、今回の契約変更じゃないんですけど、現場の方に行きまして、ちょっと疑問に思ったことがありましたので聞きたいと思います。こ

の番号でいくと10番、ちょうどカーブしたところに10番ってあるんですよ。その上に溜桝があります。上から流れてくる排水が溜まるとこだと思うんですけど、こっから左に約70度くらいですか、左にずっと船揚場の方まで排水溝がなってます。これはなぜまっすぐ海の方に出せなかったのかなと。特にここは上からの葉っぱとかそういうのが詰まりやすいんじゃないかなというのがあったんで、そこだけちょっと、地元の業者の方もそういう話もありましたんでちょっとお聞かせください。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。堀池議員の質問にお答えします。当初からこの舗装につきまして、なぜ当初から計上していなかったかっていう質問であったかと思えます。この工事につきましては、予算上の都合、当初ここを外しておりました。そういう理由です。

それともう1点、ナンバーでいきますと10番のところに溜桝があって、それから左の方に排水路を延ばして、まっすぐ入れることはできなかつたのかっていうご質問だったかと思えます。工法的なことになりますけども、この舗装工をする前に矢板工を全て前面に打つような工法になりますので、その矢板工を打つとなればやはりあとからですね、その部分を空けることがちょっとできませんので、そういう関係でちょっと左側に振ったっていうことであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

5 番 堀 池 はい。今、舗装工のところは予算上当初から上げてなかったと、ということは予算上そこはもう舗装する予定ではなかったと。予算上というのは、数字の合わせるためのということですか。その意味がちょっと解らない。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。先ほど予算の都合上ということで答弁いたしました。全体の事業費としまして、ほかにも同じ事業内で発注予定があります。それを全体こう見たときにやはりこの部分がちょっと予算上ちょっと、予算がないといえますか、そういうところで若干調整した部分もあります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。福田議員。

1 番 福 田 エプロンの舗装形状図の仮棧橋の図面ですけど、この仮棧橋付近の現状の地図が載ってないのでわからないんですけど、工事の図面からいくとちょっと、上下でいいますと下の方に折れてるように見えるんですよ。だからそういうふうな付け方でいいのか。道路に沿って行けば上の方に曲がるんじゃないかなと思ったもので、ちょっと、ただ単に位置図で貼っつけてあるみたいに思えるんですけど。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。福田議員の質問にお答えします。

この図面を見る限りではちょっと道と、今、町道がありますけども、町道と並行に走ったところに設置はしております。ちょうどこの部分に階段工がありますので、ここから出入りができるような位置ではあります。以上です。

議 長 はい、産業振興課長。

産業振興課長 はい。ちょっと今、棧橋をですね、直線状に図示をしておりますので、道に合わせてアールをつけているような状況であります、現地では。あとですね、ここの位置にしたのは、その地区の関係者と立会いをしていただいてこの場所に設置をするということで決定したものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」は原案のとおり可決されました。

(15:52)

議 長 次に、日程第25、議案第24号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第24号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約を変更する件」について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村総合事務組合を組織する市町村のうち、長崎市が地方自治法第286条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日をもって脱退することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となりましたので、このことについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。

議 長 すいません。ここで会議時間を延長いたします。

(15:55)

総務課長 はい。それでは、規約変更の内容についてご説明をいたします。議案3枚目の新旧対照表でご説明いたしますのでご覧ください。

今回長崎市の脱退によりまして、この表を改めるものであります。

変更箇所としましては、表の中から長崎市を抹消するだけの変更であります。今回の規約の変更では、別表全体を改めるという方法がとられております。

まず別表第1です。組合を組織する組合市町村の表であります。現行の長崎市に下線を引いておりますが、この長崎市が抹消となりまして、左側改正案の表に改めるものであります。

次に別表第2、組合の共同処理する事務と団体の表であります。第3条第1号に関する事務として、現行では長崎市、下線を引いております長崎市が抹消となりまして、改正案左側のおりの表に改めるものであります。表としましては、次のページ、2枚ついておりますが、変更が生じた箇所は1枚目の箇所のみであります。

それでは、附則をご覧ください。2枚目の裏になります。この規約は令和2年5月1日から施行するという、そういう変更であります。

以上がこの規約の変更の内容であります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。参考までにお聞きします。これは良い悪いを言うわけではありませんが、長崎市が脱退される理由というものが何かあるんであると思いますので、それをご存知でしたらどういうことかということをお聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは長崎県市町村総合事務組合からこの議案への変更に至った理由というのが届いておりますのでそれを読み上げます。

長崎市が脱退に至った理由、経緯の概要ということで書かれております。市町村合併後は退職者の著しい増減が見込まれることから、定額の負担金制度であり、退職手当の予算の平準化を図ることができる事務組合の退職手当に関する事務の共同処理に加入したが、今後合併後のような退職者の著しい増減が見込まれないため、市町村合併以前のとおり、本市において退職手当の予算管理及び支給事務を行うということが理由として掲げられております。以上であります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件」は原案のとおり可決されました。

(15:59)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(15:59)

(…休憩…)

(16:00)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

昨日、町長からの行政報告の中で、新型コロナウイルス感染症の対応に

ついて、田口一信議員、山口隆議員のお二人から緊急質問の申し出が
ております。お二人の議員からの緊急質問を議題として、採決を行いた
と思います。この採決は、起立によって行います。

田口議員、山口議員からの緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日
程第1として、発言を許すことに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、田口、山口議員からの緊
急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すこと
については可決されました。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(16:01)

(…休 憩…)

(16:03)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから通告順にしたがい発言を許しますが、これまで本町
議会では緊急質問という事例がなく、緊急質問についての取り決め等も
あっておりませんが、今回は一般質問に準ずるということで、質問時間5
0分、一問一答方式とさせていただきます。これを参考として今後緊急質
問についてもご検討していきたいと思っております。

議 長 それでは通告順にしたがい、まず、田口一信議員。

8 番 田 口 1月から中国に端を発して、新型コロナウイルスというのが
世界的に感染拡大というような状況にあって、大変不安が掻き立てられて
いる状況でございます。

幸いなことに本県及び本町内には感染者というものは出てはおりませんけ
れども、何しろ敵が見えないわけですから、非常に町民はどうしていいの
かってというのが不安が大きいわけでございます。そのために、こうやって緊
急質問ということで出させていただきました。皆様ご賛同いただいてこの緊
急質問の場というものをつくっていただきましたことに感謝を申し上げます。
私は、とにかく町民が不安になっておりますのでということで、本当に

初歩的な質問みたいなことですがけれども、通告にしたがって質問をしたいと思えます。

まず1点目ですが、第1項目ですが、新型コロナウイルスの検査や医療体制についてでございます。なお今回、国の大方針によって、今週から全国的に学校が一斉に休みになっておりますけれども、これはやはり感染の拡大を防ぐという意味です、疫学的な手段ということで、予防的な緊急の措置ということでやむを得ない手段ではないかなということも理解しております。そこで検査・医療体制についてですが、新型コロナウイルスに関し、町民の健康を守り、また、町民の不安を払拭するために、次のような事項について、町民に十分な情報提供をする必要があると思えますが、どう考えておられますかということで、4点書いてございます。

まず1点は、発熱とか悪寒があるといった、通常よくある症状ですが、そういう症状があるときには、通常どおりかかりつけ医に行っているのかどうかです。もうちょっと様子を見て、その新型の状態になるまで待つのかどうか。そいともちょっと具合が悪いからといってお医者さんに行っているのかどうかという、そこら辺をどうすればいいんでしょうかということなんです。

2点目は、その新型コロナウイルスの目安っていうのが言われているのが、37度以上の熱が4日以上続くっていうふうなことです。4日間待ってですね、それでどうしても熱が下がらん時にはお医者さんの診察を受ければいいんでしょうけど、どこで診察を受ければいいんでしょうかというのが全然わからないのではないかと思います。そういうふうな本当に、通常私たちは風邪をひくことはよくあるわけですが、そういう通常の私たちの生活上どう対応しているのかっていうのを聞きたいのが、1点2点目です。

それから、参考までにですけど第3目として、もし新型コロナウイルスによる肺炎と診断された場合には、もう即入院となるのかどうか。もし即入院となるのであれば、お医者さんに行きたくないというふうなこともあり得るんです、どのように考えればいいのかどうかと、こういうことであります。

それから4点目は一般的にですけども、感染を避さけるため、あるいは

その他人への感染をもし自分がかかっているとして、それはわからないことですから、他人への感染をさけるため、それぞれの私たち町民個人個人は何をどうすればいいのかということです。いずれにしろこの現状において、コロナウイルスに対してですね、私たちは何をどうしていけばいいのかわかるのをきちっと町民に全体に知らしめて欲しいと思っておりますので、その点をお聞きします。

それから、先ほど言いましたように学校が一斉に休業になったわけですから。新型コロナウイルス感染防止対策として、学校は一斉休校となりましたけれども、子どもの世話のために休職せざるを得なかった人には補償をするという国の方針が報道されておりますけど、その事務は自治体が行うのかどうかということをお聞きします。これについてはちょっと私もよく知らなかったのですが、ちょっとこんな質問になっておりますけれども、昨日の新聞には通常の年次休暇とは別に、全額賃金を払うような特別の有給休暇を与えた企業には国からその企業に補助金を支払うみたいな仕組みのように思われます。結局それは職安とかを通じて行われるのではないかと思いますけど、そのようなことになるのかどうかですね。ただそれについてもその上限額があるから払われた賃金との差があるので、それは企業の負担になるのかなっていうふうなことを思いますけれども、さらに言えばその有給休暇を与えればよいけれど、有給休暇を労働者が貰えればよいけども、辞めてくれって言われたときにですね、とにかく長期間、1カ月とかになって辞めてくれって言われたときに辞めざるを得なかった人に対してはどのようになるのかなっていうふうな疑問が起きたりします。それは実際の事務ではないかと思いますが、ここら辺がどのようになっていくのかわかるのを、ご存知の範囲で答弁いただければなと思います。

次に、3番のイベントの扱いについてですが、これは昨日も町の主催の各種イベントについて中止をするというような詳しい説明がありましたので、それはわかりましたけれども、この期間にも民間主催のいろんなイベントもあり得るわけでありましてけれども、それについてはその団体の判断に任せるということなのか、それとも町からもその町内の各団体についてはイベントを中止されるようにという要請を出されるのかどうかと、そういう点をこの3項目目ですけれども、お聞きしたいと思っております。

次に４点目ですけど、役場の勤務体制として、結局密集を避けるということが重要であるということを見ると、役場の職員についても交代して休むなどの体制にしてですね、できるだけ密集を避けるというようなことも考えられるのではないかと思いますので、そういう点についてはどうかということをお聞きします。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 はい。田口議員の新型コロナウイルスの検査・医療体制、いわゆる感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民皆様の健康と安全を考え、昨日の本会議の前に、本会議初日に、本町の対応について行政報告をさせていただいたところであります。ただいま議員からは、検査・医療体制についてのご質問をいただきましたのでお答えをいたします。

まず①についてでございますが、症状が比較的軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、県央保健所内に設置された相談センターまたはかかりつけ医に相談したうえで、受診することになっております。

②のような症状がある場合は、今言いました県央保健所内に設置された相談センターに相談をするということになっております。

③につきましては議員がおっしゃったとおりでございます。直ちに入院となるようであります。

④の感染拡大を防ぐための個人でできることについてでございますが、手洗いや咳エチケットを徹底し、風邪症状があれば外出を控えることに加え、換気が悪く、人が密に集まって過ごせるような空間に行くことを避けること、こういったことでございます。

以上答弁といたしますが、これらの答弁につきましてはすべて厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針及びリーフレットに基づいたものであることを申し添えておきます。

次にそれに基づく休職者の補償についてのご質問でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、臨時休校が始まったことに伴いまして、厚生労働省は、仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、一人当たり日額上限８，３８０円の助成金を出す新たな制度の概要

を発表したところであり、従業員は正規雇用・非正規雇用を問わないとしておりますが、このことについて今のところ市町村に対応を求める指示、または情報はあっておりません。今後もし国の制度として市町村に対して助成金の交付等の事務を行うよう正式に要請があれば、対応する必要があると、このように思いますが、その場合は制度の説明が詳しくあるはずでありますから現時点では進展を見守るしかないとこのように考えております。

次に、関連してイベントの取扱いについてのご質問がありましたが、イベントの開催につきましては、政府は、全国一律の自粛要請を行うものではないとしており、基本的には独自に判断していただくこととなります。しかし、町が把握しているイベントにつきましては、感染症拡大防止の観点から感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性について検討していただくよう要請をしていきたいとこのように考えております。

次に役場の勤務体制についてでございますが、現在のところ職員について密集を避けるため交代で休むなどの対策を行う考えはありません。国や県から感染拡大防止策として、そのような対策を講じるような指示はあっておりませんし、もし職員を交代で休ませるとした場合、住民対応等の職員が手薄になってしまうことになり、役場に来訪される住民の方の対応が遅くなり、待っていただく時間が通常よりも長くなることが予想され、その分待合場所での密集度がむしろ高まることも懸念されますので、その点でむしろ問題が生じるのではないかとこのように考えております。現在の仮移転の状況では、住民の方にお待ちいただくスペースが大変手狭になっていることも十分ご理解をいただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。ほぼ今の答弁でわかりましたが、今最後に確かに役場の体制が手薄になると待合が密集するという心配もあるという答弁でしたので、それに関連してちょっとお聞きしたいのは、現在、確定申告の時期であって、待っておられ、役場の第2別館の階段のところですか、部屋からずっと階段まで下りた感じで待っておられるようですけれども、何かこの確定申告の時期が1カ月延びたということなので、なるだけ3月末とか

4月に入ってから来てくださいというような指導っていうか要望とかをされるのか、そういうふうなことは考えられないのでしょうか。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 はい。確定申告の時期につきましてはですね、国税である所得税等については1カ月延びることにはなっておりますが、基本、地方税である住民税等についてはですね、3月16日、まあ15日ですけど16日までで終わることにしております。それとですね、各申告会場というのは、期限が決まっております、東彼3町とも3月16日で申告会場は閉まると、佐世保市もそうですけれども、近隣で聞いたところは全部閉まると、その所得税についてはですね、許可が、うちで受け付ける許可が必要ですので、許可が3月16日までとなっております。そういったことで、今のところ3月16日までということではしておりますが、その後来られた方についてはですね、窓口の部分で対応するとかは考えておりますが、今住民へお知らせしてあとの方で来てくださいというようなやり方は、今のところはそういった許可の関係もありますので考えておりませんし、逆にその住民税のですね、賦課の日程、納期等からしてですね、あとに延ばせばちょっとその後の事務が難しいということで今は延ばすということは考えておりません。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 以上です。

(1 6 : 2 1)

議 長 次に、山口隆議員。

6 番 山 口 6番、山口でございます。新型コロナウイルスにより、全国の小中学校、高等学校、それから特別支援学校が2週間強にわたり一斉に休業になるということは今まで全くなかった経験ではなかったかと、それくらい、いわゆる新型コロナウイルスに対する感染に対する警戒が強いのかというような思いをいたしております。

また、新型コロナウイルスには昨年12月中国の武漢で発症して、そして年明けとともに世界各地で感染拡大の様相を呈しています。そしてわが国でもご存知のとおり、北海道を中心に感染拡大が始まり、現在各地区にそれぞれ感染が拡大しつつあるのかなと思っております。ただ、幸いなことに長崎

県、並びに本町では感染が確認をされていないということでもあります。しかし、この感染によって亡くなられた方もおられ、心からお悔やみ申し上げますとともに感染された方の一日も早い回復をお祈りする次第でございます。

さて、このコロナウイルス感染を受けて、去る2月27日の新型コロナウイルス感染から子どもたちの健康、安全を守ると、そういう観点から、首相の方から「今週から春休みに入るまで全国の小中学校、高等学校、特別支援学校を臨時休業にするよう」要請があり、これを受け、本町の小中学校でも本日から3月24日まで臨時休業が実施されることとなっております。このような事態は過去にもほとんど例がなく、また、決定までの期間が短く、そして年度末でもあると、そういったことから学校では準備不足などもあり、諸々の課題、問題もあると考えられます。今回の臨時休業の対応について、以下の点について教育長に尋ねます。

まず第1点目、大変申し訳ございませんが、そこ臨時休校としておりますが、臨時休業の方が正しい言葉遣いではないかと思っておりますので、申し訳ございませんが臨時休校と書いている部分は臨時休業に改めていただければと思います。そういう形で読ませていただきます。1点目、臨時休業中の子どもの安全にどのように取り組むのか。

2点目、臨時休業中は、不要不急の外出は避け、原則家庭で見守ることが求められている。放課後の部活動、スポーツクラブ、塾等は禁止されるのか。

3点目、共働き家庭、シングルマザー等どうしても家庭で見守ることが出来ない子どもは「放課後児童クラブ」等への通所が考えられる。本町の「放課後児童クラブ」の受入体制は。

4点目、「家庭で見守ることが出来ない」、「放課後児童クラブ等への通所もできない」等いわゆる「行き場のない子ども」への対応は。

5点目、学年末で子どもの学習評価等を行う時期である。評価の仕方や通知表の発行はどうするのか。

6点目、卒業式や終業式は臨時登校日として実施するのか。また、その内容は。

7、約3週間の臨時休校で教科の進度も遅れることになる。新型コロナウイルスの収束後、何等かの措置をするのか。

最後でございます8番目、3月10、11日は公立高等学校の入学者選抜試験である。受験指導はどのようにしていくのか。以上8点についてお尋ねいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 山口議員のご質問にお答えいたします。3つ目の放課後児童クラブにつきましては、住民福祉課の担当ですけど私の方で関連がありますのでもうまとめてお答えさせていただきます。

川棚町においても、国と県からの要請を受けて3月4日から24日までの臨時休業を、2月28日に決定し、3月2日に教育委員会から各学校に臨時休業の対応について通知を出したところです。

1番目のご質問、臨時休業中の子どもの安全にどのように取り組むのかというご質問ですが、今回の臨時休業の措置は、安倍総理が「何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に、感染リスクに備えなければならない。」と述べられたように、子どもたちへの新型コロナウイルスへの感染予防が第一であります。各学校においては、感染予防の取組については、不要な外出の禁止、従来の手洗いや咳エチケット、マスクの着用、アルコールでの手指の消毒に加え、毎日健康チェックカードを家庭で実施し、カードに記入するよう呼びかけております。安全確保については、教育委員会では、防災無線で町民の皆様に子どもたちの見守りについてのお願いを呼びかけたいと考えております。学校においては、学校警察連絡協議会を通じて、警察へ子どもたちへの安全について、パトロール等の強化を申し入れ、地域巡回をするようにしています。そのほか教職員による校区内の巡回、地域の事業所や関係住民に子どもたちの見守りのお願いをしていること、まだこれからする予定だということで回答を得ております。

2つ目の放課後の部活動、スポーツクラブ、塾についてのご質問ですが、学校における社会体育と部活動については中止としております。スポーツクラブにおいては、今回の措置について説明を行い、活動自粛についてお願いをしたところです。塾や習い事については、制限していませんので、家庭の判断に任せることとなります。

3番目の放課後児童クラブの受入体制についてのご質問ですが、町内において、3箇所の放課後児童クラブがありますが、うち2箇所については

午前中からの受け入れをするようになっております。1箇所については通常の午後3時からの受け入れをするようになっております。また、新規での申し込みについても順次、受け入れをするということで回答を得ております。

4番目の行き場のない子どもについてのご質問ですが、3月2日に教育委員会から各学校に臨時休校の対応について出した通知において、小学校1年生から3年生及び特別支援学級の児童・生徒においては、自宅待機ができない事情がある場合、学校で受け入れるよう指示をしました。受け入れは8時5分から16時30分までとしております。また、通知文には、受け入れた児童の見守りについて、1年生から3年生の担任に任せるのではなく、全職員及び町臨時職員において、児童管理場所をできるだけ分散し、見守りの体制を取るよう指示をしております。そして、臨時休業の期間は、日本体育健康センターの保険適用外となりますので、そのことを保護者に周知し、保護者の責任のもとで登下校を行い、ケガ等があった場合は家庭での保険を使うよう了解を取るようになっています。ちなみに、本日から臨時休業に入っておりますけど、登校の様子を学校に聞きに行っておりました。川棚小学校においては15人、午後から3人下校したということです。石木小学校では1人、小串小学校では2人、川棚中学校においては0人ということでありました。

5つ目のご質問、評価の仕方や通知表の発行についてですが、小学校においては休校に入るまでの成績で評価を行い、1年生から5年生においては修了式の日、6年生においては卒業式の日通知表を手渡すようにしております。中学校においては、学年末テストはすでに終了しており、休校に入るまでの成績で評価を行うということです。1・2年生においては修了式の日、3年生においては卒業式の日通知表を手渡すようにしております。

6番目の質問、卒業式と修了式についてのご質問ですが、卒業式と修了式は臨時登校日として実施いたします。小学校の卒業式については、卒業生とその保護者及び教職員、教育委員会と町で実施し、規模を縮小、時間短縮で実施いたします。中学校の卒業式については、今のところ卒業生とその保護者及び教職員、在校生、教育委員会と町で実施し、規模を縮小、

時間短縮で実施するということですが、ことにしておりますが、今後の感染の状況によっては在校生を欠席させる場合もあるということでした。

7番目の臨時休業による進度の遅れに対する措置についてのご質問ですが、小学校では進度が終わっている学級が多いということです。進度調査を各学校で行っております。学級によっては少し積み残しがあるということでした。中学校においては、3年生は進度は全て終わっているということです。しかし、1・2年生においては少し積み残しがあるということです。積み残しにおいては未履修がないように、新学年のはじめに授業をするように申し送りを実行いたします。また、積み残しがあった場合、臨時休業期間の学校からの家庭学習で、残った単元を学習できるような工夫を行っているということです。そして、臨時休業で長期間休みますので、今後夏休みの短縮や土曜授業の実施等については、他市町の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

8番目の受験指導についてのご質問ですが、中学校においては2月中に校長等による面接指導を終わっております。さらに、これまで受験指導は継続的に行ってきたということですが、3月2日・3日の2日間に重点指導を行ったということです。また、個別に指導がいる生徒については、受験前に家までもう1回出向いて指導を行うように考えているということでした。以上で答弁とさせていただきます。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 はい。いろんな対応がなされているようでございますが、2・3点ちょっと追加を、質問させていただきたいと思います。

まず1点でございますが、子どもの安全を守るということで、子ども自身がうがいであるとかマスクの適用とかそういうことが、着用ですね、そういうことから始まり、防災無線での呼びかけ、これも3時ぐらいで入ってたんじゃないかと思いますが、できればその中にですね、これは教育長の範疇じゃないと思いますが、町民へのですね、コロナウイルスに対するですね汚染のですね、呼びかけも一緒にしたらどうかと。先ほど携帯見ましたら、学校の休業に対するですね、子どもの見守りだけの防災無線の呼びかけだったと記憶しております。できればそれと合わせてですね、これだけコロナウイルスのいわゆる感染対策で、いわゆるいろんな町

の行事がいわゆる中止となったりされてるわけでございますので、できれば町民に対して、いわゆるコロナの汚染に対してのですね、いわゆる汚染防止のために、いわゆる不要不急の外出であるとか、それからいわゆる手洗いとか、マスクの着用とか、そういうことを呼びかけるなどですね、そういうことも併せてできないかちょっとお尋ねしたいと、これ教育長なんでしょうか、僕は町長に尋ねてないもんですから。ちょっと教育長どうなりますか、教育長その中で入れる項目分けにはいかないでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 家庭への安全見守り、地域の安全見守りについては、昨日川棚小学校ではですね、学校運営協議会を臨時で行って、その中で防災無線の活用についての申し込みが教育委員会にあったところです。本日、家庭への地域への防災無線安全呼びかけについて、総務課そして町長にお伺いしまして許可を得たところです。安全、子どもにはあまりかからないという、これまでの中国、日本の経過がありますけど、やっぱり一番心配なのは感染拡大ですので、やっぱりそういった健康面への配慮については住民にも十分周知し、そして協力してもらってというのは肝要かなと思ってる場所ですので、そこについてはまた町の方でのまた対応をこちらからもお願いしたいなと考えるところです。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 安全・安心をどうするかということですね、今ちょっと学校運営協議会とかそういう話があったわけでございますが、今年から幸いに本町の学校は、いわゆるCSが全部なされたわけです。せっかく学校運営協議会っていうのが設置されてるわけでございますので、教育委員会としてですね、各学校に学校運営協議会等の協力要請とか、それから子ども110番の家っていうのもございます。そういったところの、いわゆるそういったところにですね、子どもの見守りについてのですね、いわゆる要請ができないか、そして併せてですね、先生方ですね、ちょっとこう見守り、巡視じゃなくて結構でございます。ちょっとこう1日に1回か2回ぐらいですね、校区内を回っていただくとか、そういうことはできないのか尋ねます。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。今日、学校に聞き取りをしましたところ、校区内の巡視については毎日行うように予定をしているということで校長からは回答を得ております。また、警察を含め学警連の中での見守りっていうのも小中高連合で行いたいという意向を持っているということです。子ども110番の家あたりにつきましては、またこれは学校の地域巡回の折にでもですね、また協力依頼をするようなことをまた学校の方と協力して教育委員会からもお願いをしていきたいと考えているところです。もう、やりすぎて困るということはありませんのでですね、安全対策について、いろんなアドバイスとか申し入れがありましたら、教育委員会としてもそれに応じてですね、学校に周知、そしてまた出向いてのお願いということは今後考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 学校のですね、いわゆる休業日ということであれば、これ休業というのは授業中の時間なのかなと考える人がおられるわけですね。そうすれば、先ほどはいわゆる社会体育の学校における部活動についてはこれは中止をいたしますよと、スポーツクラブについてはできれば趣旨をくんでいただいて自粛要請をお願いすると。ところがこれはですね、いわゆる不要不急の外出をしないとか、いろんなこと言われる中でそういった制約というべきかどうか知りませんがこれについてはですね、いわゆる学校が放課後になる時間はこの制約が解かれるのかどうか、そして土日についてはこれは不要不急の外出とか、スポーツクラブへ通うとかですね、社会体育等々の試合に行くとか、そういうのは許容されているのかどうか、そこもすべていわゆる不要不急の外出はしないで基本的に家庭で見守るということで通されるのかどうか、その点をちょっとお尋ねします。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。基本的にはですね、平常、インフルエンザの休校と同じような、学級閉鎖とか同じような措置で、もう外出しないっていうのが原則となってくると思います。ですから、放課後においてもできるだけ外出を控えるという方向では、学校の方にも話をしているところですけど、全く外出しないということになった場合がですね、子どもたちの欲求不満もたまりますのでですね、そこについては家庭の責任のもとに外出をする

とかですね、そういったことについてはこちらからはお願いということではしたいと思っておりますけど、そこまでの制限、土日の外出についてもですね、もちろんもう家庭で過ごすことが原則になってくると思っておりますけど、そこまでの外出のですね、はもう家庭の協力を、理解を得るしかないかなと思っております。

それから社会体育についてはですね、子どもたちが使用する体育館の、運動場のですね、貸し出しはもう禁止しております。ですから、実質もう社会体育はできないと、部活動もできないということになってきております。そして、大人が使う場合においても学校施設はもう禁止しておりますので。そして子どもたちを連れて大人と一緒にそういったスポーツとかですね、しないようなことはもう確認しておりますので、貸し出す際にはそこも大人の借りに来た団体についてはそこも確認をしているところです。どうしてもですね、部活動、力を入れてるところについては、3日休んだら鈍るんだ、1週間、1ヶ月も休んだらもうどうなるんだということで、教育委員会に直接の苦情は来てませんが、やっぱり保護者間ではそういった話も出ているようですのでですね、もうこういった緊急の事態ですので、もう保護者、地域、指導者っていうそういった方々の理解を得ることがですね、大事だと思っておりますので今後もそういった働きかけをですね、教育委員会としていきたいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 放課後児童クラブの件についてちょっとお尋ねしますが、町内には3箇所あり2箇所は午前中から受け入れると、そして新規の申込みもOKということでの先ほどの教育長の答弁でございますが、これが普段は放課後児童クラブというのは、基本的には学校が放課後になる時間帯ですから3時ぐらいからの受け入れかなと思っております。それが午前中からの受け入れになる。それから新規のいわゆる利用者の受け入れもOKであると、そういうようなことであればですね、そういったところでの支援員、支援員っていうんですか、支援員の確保その他はきちんとできてるのかどうか。逆にそこが、新規の申込みがあってね、逆にたくさんそこに密集するようになったときに、逆にコロナウイルスの感染の危険度が高まるとかそういうことは想定はしてないのかどうか。

議 長 教育長。

教 育 長 支援員の数について私の方で把握はしておりませんが、私たちが懸念してるのは、狭い空間での密集した子どもたちの長い時間一緒にいるっていうのが一番懸念されるところです。で、学童クラブの方からは学校施設の、今、体育館を借りられないかというような申し込みもあっておりますので、そういった学校施設を開放するという事は認める方向で校長にも話しておりますので、学童クラブだけでの子どもたちの指導というところにはならないかなと思っております。それから、学童クラブで支援員が足りない場合は、国からの通知によっては学校の職員を派遣してもいいということで通知来ておりますので、そういったことでもし手が足りないよということでありましたら、学校の職員または町の臨時職員も今度3月、こういった休校になってですね、お休みしていただくということになりますので、こういった町の臨時職員あたりをもし可能だったら派遣することもできると思っておりますので、今後の状況を見ながらですね、適宜対応していきたいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 次にですね、いわゆる「行き場のない子ども」というのはですね、先ほどは学童保育クラブ、これもどちらかといえば低学年対象ですね小学校の。それから小学校の1から3年生は学校で受け入れてもいいですよということで、先ほど人数が川小が15とか石木小が1人とか言われたんですけども、ところが小学生の高学年、それから中学生についてはこれは学童クラブも行けません、それから学校でも受け入れないということになればですね、いわゆるこの子たちが私が質問をしております「行き場のない子ども」になるのかなと、表現がいいか悪いか別個にしてですね、じゃあこれが何名ぐらいおられるのか把握されてますか。

議 長 教育長。

教 育 長 中学生はもう全員になりますですね、380人になるんではないか、そしてもう小学校においては、行き場のない、家庭で面倒見る子についてははっきりとした数字は持っていません。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今度ですね、一斉休業でですね、一番こう問題になるって

いかですね、地域全体とか、学校とか、教育委員会とか、これで見守っていかねばいけないのがですね、この「行き場のない子」であろうと思ってるんですよ。きちんと家庭で見守られる、学童クラブに行ける、こういった子どもたちはその特定の場所できちんと見守っていただけます。ところがいわゆる「行き場のない子ども」というのは家庭おるかですね、それ以外方法がないわけですね。そしたらこの子たちが、いわゆる留守番をするということになる。そしたらその留守番をしたときに、これは1日2日じゃないわけですね。24日まで続くわけです、延々と、ほぼ。そうした時に最初は緊張感があるかもしれないんですけども、長期間になればその緊張感が緩んでくる、何もなければ。何もないことを願ってるわけですから。そうした時に外出をこう何人かグループで外出をしているんなところに行ったりとか、昨日もあってたんですけども、コンビニで集団で集まったりとかね、ゲームセンターに行ったりとか、そういう事例がテレビで言われてたんですね。そういうことがないともいえないし、それから中にはある友達のところ集まってゲームその他をしたりとか、そういう可能性がないとも言えないわけですね。そういうことに対してのね、対応その他は何か考えられておりますか。

議 長 教育長。

教 育 長 もう学校から指導っていうのは、もう外出をしないっていうことが原則だっことで指示はしてるんですけど、子どもたちにも話をされてると思うんですけど、やはり自分が中学生だったら、やっぱりそれを守れるかなっていうのがですね、全員の子どもたちがそういったことで電話、連絡取り合っちょっと遊びに行っいいとかいうようなことも考えられますので、もう一度そういった子どもたちが自分たちだけで留守番するっていうのを、子どもだけで留守番する家庭がどれくらいあるのかもう一回再調査してですね、そういった子どもたちに関しては学校から連絡をするとか、家庭訪問するとか、そういったことができないかどうか学校に働きかけてみたいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今、そのですね「行き場のない子どもたち」をですね、どうするかっていうのはですね、いわゆる今、教育長の答弁があったように例

えば定期的についてというのは監視してるみたいなんですけども、監視はするべきじゃないだろうと思うんですけども、やはり担任の先生とかなんとか電話をちょっとこうしてみたりとかですね、それから果たして家庭訪問が正解かどうかわかりませんが家庭訪問等していただいていますね、やっぱり様子を見る、そのためにはどれぐらいが実際にですね、行き場がなくて家庭で留守番をしてる子がおるのか、やっぱりこれは把握しておく必要があるんじゃないかと思うんですけども。やはり学校とですね、連携を取りながら把握して、その対応についてはやはり一番いい方法を考えていたいただきたいと思いますがどうでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。山口議員の言われるとおりでと思います。子どもたちに何かあった時がですね、一番困りますので、学校でもう一度再調査、家庭調査票あたりで子どもたちだけの留守番っていうのは把握できると思いますので、しっかりと把握させて、電話連絡なり、また家庭訪問なりするようにですね、お願いしたいと思っております。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 進度の遅れですね、これ小中学校ほとんど済んでるということですが、中学校でいくらか遅れたところもあると、この進度の遅れっていうのはですね、学習っていうのは積み重ねなんですね、学年進行にしたがって。こう一足飛びにはやれないと、そしたらそれを新学期に授業と並行してやっていくのか、それとも時間を積み残した分だけをまず先にやってそのあと新しい分を入れていくのか、それによって違うと思うんですけど。これを授業を並行してやるというのは、結局詰め込む量が増えてくるわけですね。そうすればどうしても消化不良の子が出てきたりする。そうすれば段々そういうことがきっかけで勉強嫌いになったりとか、学校嫌いになっていくとも限らない。だからそういう点についてはですね、いわゆる学校側と相談しながらですね、十分な配慮をしながら子どもたちの負担にならないような方法というのを検討していただきたいですし、その進度の遅れを取り戻すために無理をしてですね、進めるとか、そして夏休みの休業を使うとかそういうことがないような配慮は今後できないのかどうかお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。校長会の折に確認した際は、進度が遅れた場合は学年始めでそのこの単元から、遅れた分から次の担任に受け継いで、そこからしていくと、同時進行じゃなくてですね、通常の授業をしながらやっていくということにしております。そして、そうした積み残しをした場合に今度は積み残し分が、またその学年で上積みになっていきますので、やっぱり進度にも駆け足の授業ということになりかねませんので、幸い昨年度エアコンも設置して夏季休業日での他市町での短縮っていうのも考えている自治体が多ございますので、そういったことも含めながらですね、夏季休業日の授業が必要がないのか、また土曜に授業ということもできますので、そういったことが必要ないのかっていうのは今後検討していきたいなと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 確かに授業を並行してやるというのは無理でございますので、その単元ですずっと追いかけていくのが正しいやり方だろうと思っております。できればその中でもですね、極力夏休みその他、せっかく子どもたちの楽しみでございます。これが短縮にならないようなですね、方法を考えていただくよう各学校協議いただければと、そして併せてですね、もう1点質問しますが、現在本校には不登校の生徒が十数名おるんじゃないかと思いますが、中学校でですね。そしたらこの中にですね、完全不登校の場合はある程度やむを得ないと思うんですけども、不完全な登校、例えばその公民館の図書室に來たりとかですね、学校の保健室に來たりとか、そういう子に対する対応をどうされているのか。そして、逆に言えばその対応の仕方次第ではですね、その子たちが完全休業になる可能性も、危険性もはらんでると言えないわけですね。この3週間もう来なくていいんだよと、だからそういうような不登校の生徒に対する対応は何かされていますか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。校長と電話でやり取りした時には、そういった子どもたちについては特に配慮しますということですね、連絡を密にしますということは話をしておりましたので、学校の方で家庭訪問なりですね、不

登校が完全不登校にならないようなことですね、対応をまた今後さらに
ですね、お願いをしたいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 できればですね、不登校の生徒に対してはですね、通常の生徒以上に手厚いこう対応があるのかなと、いわゆる、何となくこう不登校が治りかけたようなね、不完全登校者もその中に含まれてると思うんですよ。そういう子たちがいくら、いわゆる政府の要請とは言えですね、学校休業になってそのまま春休みになるんですから、ほぼ1カ月以上なんですね。そういう中で、逆にまた不登校の状態が悪化するようなことがないように、これは手厚い対応をお願いしときたいと思います。

それから、中学3年生の受験指導でございますが、できれば来週でございます。このまま休みの中で、じゃあ10日から受験に行きなさいということじゃなくてですね、できればその前にですね、ちょっとこう学校に受験生だけでもですね、集めてですね、きちんと受験のときにはこういう形で行くんだよと、そういったことを確認するような場は設けられないのかどうか、この点をお尋ねします。

議 長 教育長。

教 育 長 校長とやり取りした時には、2日間、このですね、休校が決まって2日間でこう集中的にまた再指導しましたということをお話しておりましたが、やはり子どもたちの不安も家庭の不安も大きいと思いますので、臨時登校がですね、できないかどうかについてはちょっと県教委からの通知っていうのが16日以降の臨時登校を認めるという通知もありますので、それができるかどうかについてはですね、またちょっとやりますっていうのがですね、即答できないと思いますけど、何らかの対応をですね、もう一度できないか、こう知恵を絞ってですね、受験生への指導、不安を拭うようなことを再度こう何かできないか学校の方と協議したいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今の点はですね、もう来週ですからね。やっぱり受験というのは子どもたちが15年間生活してきて、初めて体験して自分の進路を決める大事な試験でございます。そういうこと考えればね、2日3日指導し

だからあと1週間あとの試験も大丈夫ですよということではなくてですね、やはり受験に臨むいろんな道具その他のこと考えればですね、何らかの形でやっぱり家庭訪問するなり、数からいけば大変だろうと思うんですけども、もしくは臨時登校みたいな形でですね、長時間でなくていいわけですよ。学校の方で1時間か2時間、登校してでもですね、やっぱり指導すべきじゃないかと、再度検討お願いしたいんですけど。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。対応の仕方については、学校長と、中学校の校長と再度協議していきたいと考えております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 それともう1つですね、受験生に対して、受験までは丁寧な対応をせろと言いながらですね、受験が終わればですね、受験の緊張感でおそらく中学の3年生たちは逆にですね、家庭でじっと学習したりとかそういう形で受験まではですね、緊張した形で不要不急の外出を禁止したりとかそういう生活をすると思うんですけども、受験が終わればですね、受験の解放からですね、もう何もかも終わったと、それでもまだ休業日は続くわけですね、その期間に逆に言えば何名か友達同士で外出ばしたりとかいろんな場所に行ったりとか、そういうような可能性が考えられると。本当は子どもたちを信用しないといけないんですけど、絶対ないと言えないわけですね。そういったことに対する受験後の指導というのはどのように考えられてるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。受験後の指導について特別には考えておりませんでしたけど、学校の方で定期的に巡回をするっていうことですので、そしてまたさらにですね、やっぱり家庭での働きかけっていうのが一番大きいと思うんですよ。友達との集まりとか、そういったのを簡単に容認する家庭であっては困りますので、もう一度そういった受験後の指導ということで学校から各家庭に働きかけるというようなことは学校の方をお願いしたいと思っております。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今度の臨時休業というのは、はっきり言えば子どもたちには

何も責任はございません。この学校の臨時休業の要請というのも政府から始まって、県の教育委員会、それから町の教育委員会、そういった形で決められて、学校側に要請を受け休業が始まったものと思っております。そういう意味で、いわゆる子どもたちを見守るということについては、いわゆる政府、県、教育委員会、学校、それから地域の皆さんもそれぞれあると思うんですよね、そういったことに対して改めて教育委員会としてどういう気持ちで見守っていくかということをお聞かせいただければと思います。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。今回のコロナウイルスの発症からちょっと事例見ておきますと、やはり先が見えないというのが一番だと感じているところです。やっぱり子どもの安心・安全が一番大切になってきます。子どもたちが感染することは絶対にあってはならないと思っております。先ほども言いましたけど、やり過ぎてやり過ぎたということがないと思いますので、教育委員会としてはそういったことをですね、学校長、町内校長会含めてですね、そういった中で協議をしながら感染防止に努めて、そしてまた子どもたちが事故とかそういったことにですね、安心面でこう不利益というか、ないようなことをですね、地域と一体になって何かできないかも一緒に考えて、安全第一・健康第一ということで取り組んでいきたいと思っております。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 新型コロナウイルス感染が早期に終息し、本町の子どもに感染がないことを願って質問を終了させていただきます。

(1 7 : 0 3)

議 _____ **長** 通告者の質問が終了をいたしましたので、これで緊急質問を終わります。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立を願います。お疲れ様でした。

(1 7 : 0 4)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義